

日米安全保障共同宣言

—— 21世紀に向けての同盟 ——

1. 本日、総理大臣と大統領は、歴史上最も成功している二国間関係の一つである日米関係を祝した。両首脳は、この関係が世界の平和と地域の安定並びに繁栄に深甚かつ積極的な貢献を行ってきたことを誇りとした。日本と米国との間の堅固な同盟関係は、冷戦の期間中、アジア太平洋地域の平和と安全の確保に役立った。我々の同盟関係は、この地域の力強い経済成長の土台であり続ける。両首脳は、日米両国の将来の安全と繁栄がアジア太平洋地域の将来と密接に結びついていることで意見が一致した。

この同盟関係がもたらす平和と繁栄の利益は、両国政府のコミットメントのみによるものではなく、自由と民主主義を確保するための負担を分担してきた日米両国民の貢献にもよるものである。総理大臣と大統領は、この同盟関係を支えている人々、とりわけ、米軍を受け入れている日本の地域社会及び、故郷を遠く離れて平和と自由を守るために身を捧げている米国の人々に対し、深い感謝の気持ちを表明した。

2. 両国政府は、過去一年余、変わりつつあるアジア太平洋地域の政治及び安全保障情勢並びに両国間の安全保障面の関係の様々な側面について集中的な検討を行ってきた。この検討に基づいて、総理大臣と大統領は、両国の政策を方向づける深遠な共通の価値、即ち自由の維持、民主主義の追求、及び人権の尊重に対するコミットメントを再確認した。両者は、日米間の協力の基盤は引き続き堅固であり、21世紀においてもこのパートナーシップが引き続き極めて重要であることで意見が一致した。

地域情勢

3. 冷戦の終結以来、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいている。ここ数年来、この地域の諸国の間で政治及び安全保障についての対話が拡大してきている。民主主義の諸原則が益々尊重されてきている。歴史上かつてないほど繁栄が広がり、アジア太平洋という地域社会が出現しつつある。アジア太平洋地域は、今や世界で最も活力ある地域となっている。

しかし同時に、この地域には依然として不安定性及び不確実性が存在する。朝鮮半島における緊張は続いている。核兵器を含む軍事力が依然大量に集中している。未解決の領土問題、潜在的な地域紛争、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は全て地域の不安定化をもたらす要因である。

日米同盟関係と相互協力及び安全保障条約

4. 総理大臣と大統領は、この地域の安定を促進し、日米両国が直面する安全保障上の課題に対処していくことの重要性を強調した。

これに関連して総理大臣と大統領は、日本と米国との間の同盟関係が持つ重要な価値を再確認した。両者は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（以下、日米安保条約）を基盤とする両国間の安全保障面の関係が、共通の安全保障上の目標を達成するとともに、21世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認した。

- (a) 総理大臣は、冷戦後の安全保障情勢の下で日本の防衛力が適切な役割を果たすべきことを強調する1995年11月策定の新防衛大綱において明記された日本の基本的な防衛政策を確認した。総理大臣と大統領は、日本の防衛のための最も効果的な枠組みは、日米両国間の緊密な防衛協力であるとの点で意見が一致した。この協力は、自衛隊の適切な防衛能力と日米安保体制の組み合わせに基づくものである。両首脳は、日米安保条約に基づく米国の抑止力は引き続き日本の安全保障の拠り所であることを改めて確認した。
- (b) 総理大臣と大統領は、米国が引き続き軍事的プレゼンスを維持することは、アジア太平洋地域の平和と安定の維持のためにも不可欠であることで意見が一致した。両首脳は、日米間の安全保障面の関係は、この地域における米国の肯定的な関与を支える極めて重要な柱の一つとなっているとの認識を共有した。

大統領は、日本の防衛及びアジア太平洋地域の平和と安定に対する米国のコミットメントを強調した。大統領は、冷戦の終結以来、アジア太平洋地域における米軍戦力について一定の調整が行われたことに言及した。米国は、周到な評価に基づき、現在の安全保障情勢の下で米国のコミットメントを守るためには、日本におけるほぼ現在の水準を含め、この地域において、約10万人の前方展開軍事要員からなる現在の兵力構成を維持することが必要であることを再確認した。

- (c) 総理大臣は、この地域において安定的かつ揺るぎのない存在であり続けることの米国の決意を歓迎した。総理大臣は、日本における米軍の維持のために、日本が、日米安保条約に基づく施設及び区域の提供並びに接受国支援等を通じ適切な寄与を継続することを再確認した。大統領は、米国は日本の寄与を評価することを表明し、日本に駐留する米軍に対し財政的支援を提供する新特別協定が締結されたことを歓迎した。

日米間の安全保障面の関係に基づく二国間協力

5. 総理大臣と大統領は、この極めて重要な安全保障面での関係の信頼性を強化することを目的として、以下の分野での協力を前進させるために努力を払うことで意見が一致した。

- (a) 両国政府は、両国間の緊密な防衛協力が日米同盟関係の中心的要素であることを認識した上で、緊密な協議を継続することが不可欠であることで意見が一致した。両国政府は、国際情勢、とりわけアジア太平洋地域についての情報及び意見の交換を一層強化する。同時に、国際的な安全保障情勢において起こりうる変化に対応して、両国政府の必要性を最も良く満たすような防衛政策並びに日本における米軍の兵力構成を含む軍事態勢について引き続き緊密に協議する。

(b) 総理大臣と大統領は、日本と米国との間に既に構築されている緊密な協力関係を増進するため、1978年の「日米防衛協力のための指針」の見直しを開始することで意見が一致した。

両首脳は、日本周辺地域において発生しうる事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合における日米間の協力に関する研究をはじめ、日米間の政策調整を促進する必要性につき意見が一致した。

(c) 総理大臣と大統領は、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」が1996年4月15日署名されたことを歓迎し、この協定が日米間の協力関係を一層促進するものとなるよう期待を表明した。

(d) 両国政府は、自衛隊と米軍との間の協力のあらゆる側面における相互運用性の重要性に留意し、次期支援戦闘機（F-2）等の装備に関する日米共同研究開発をはじめとする技術と装備の分野における相互交流を充実する。

(e) 両国政府は、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は、両国の共通の安全保障にとり重要な意味合いを有するものであることを認識した。両国政府は、拡散を防止するため共に行動していくとともに、既に進行中の弾道ミサイル防衛に関する研究において引き続き協力を行う。

6. 総理大臣と大統領は、日米安保体制の中核的要素である米軍の円滑な日本駐留にとり、広範な日本国民の支持と理解が不可欠であることを認識した。両首脳は、両国政府が、米軍の存在と地位に関連する諸問題に対応するためあらゆる努力を行うことで意見が一致した。両首脳は、また、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるため、一層努力を払うことで意見が一致した。

特に、米軍の施設及び区域が高度に集中している沖縄について、総理大臣と大統領は、日米安保条約の目的との調和を図りつつ、米軍の施設及び区域を整理し、統合し、縮小するために必要な方策を実施する決意を再確認した。このような観点から、両首脳は、「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)を通じてこれまで得られた重要な進展に満足の意を表するとともに、1996年4月15日SACO中間報告で示された広範な措置を歓迎した。両首脳は、1996年11月までに、SACOの作業を成功裡に結実させるとの確固たるコミットメントを表明した。

地域における協力

7. 総理大臣と大統領は、両国政府が、アジア太平洋地域の安全保障情勢をより平和的で安定的なものとするため、共同でも個別にも努力することで意見が一致した。これに関連して、両首脳は、日米間の安全保障面の関係に支えられたこの地域への米国の関与が、こうした努力の基盤となっていることを認識した。

両首脳は、この地域における諸問題の平和的解決の重要性を強調した。両首脳は、この地域の安定と繁栄にとり、中国が肯定的かつ建設的な役割を果たすことが極めて重要であることを強調し、この関連で、両国は中国との協力を更に深めていくことに関心を有することを強調した。ロシアにお

いて進行中の改革のプロセスは、地域及び世界の安定に寄与するものであり、引き続き懲慥し、協力するに足るものである。両首脳は、また、アジア太平洋地域の平和と安定にとり、東京宣言に基づく日露関係の完全な正常化が重要である旨述べた。両者は、朝鮮半島の安定が日米両国にとり極めて重要であることにも留意し、そのために両国が、韓国と緊密に協力しつつ、引き続きあらゆる努力を払っていくことを再確認した。

総理大臣と大統領は、ASEAN地域フォーラムや、将来的には北東アジアに関する安全保障対話のような、多数国間の地域的安全保障についての対話及び協力の仕組みを更に発展させるため、両国政府が共同して、及び地域内の他の国々と共に、作業を継続することを再確認した。

地球的規模での協力

8. 総理大臣と大統領は、日米安保条約が日米同盟関係の中核であり、地球的規模の問題についての日米協力の基盤たる相互信頼関係の土台となっていることを認識した。

総理大臣と大統領は、両国政府が平和維持活動や人道的な国際救援活動等を通じ、国際連合その他の国際機関を支援するための協力を強化することで意見が一致した。

両国政府は、全面的核実験禁止条約（CTBT）交渉の促進並びに大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散防止を含め、軍備管理及び軍縮等の問題についての政策調整及び協力を行う。両首脳は、国連及びAPECにおける協力や、北朝鮮の核開発問題、中東和平プロセス及び旧ユーゴスラヴィアにおける和平執行プロセス等の問題についての協力を行うことが、両国が共有する利益及び基本的価値が一層確保されるような世界を構築する一助となるとの点で意見が一致した。

結 語

9. 最後に、総理大臣と大統領は、安全保障、政治及び経済という日米関係の三本の柱は全て両国の共有する価値観及び利益に基づいており、また、日米安保条約により体現された相互信頼の基盤の上に成り立っているとの点で意見が一致した。総理大臣と大統領は、21世紀を目前に控え、成功を収めてきた安全保障協力の歴史の上に立って、将来の世代のために平和と繁栄を確保すべく共に手を携えて行動していくとの強い決意を再確認した。

1996年4月17日

東京

日本国内閣総理大臣

アメリカ合衆国大統領

日米安全保障協議委員会共同発表
変化する安全保障環境のためのより力強い同盟
新たな日米防衛協力のための指針

2015年4月27日

岸田外務大臣
中谷防衛大臣
ケリー国務長官
カーター国防長官

1. 概観

2015年4月27日、ニューヨークにおいて、岸田文雄外務大臣、中谷元防衛大臣、ジョン・ケリー国務長官及びアシュトン・カーター国防長官は、日米安全保障協議委員会（SCC）を開催した。変化する安全保障環境に鑑み、閣僚は、日本の安全並びに国際の平和及び安全の維持に対する同盟のコミットメントを再確認した。

閣僚は、見直し後の新たな「日米防衛協力のための指針」（以下「指針」という。）の了承及び発出を公表した。この指針は、日米両国の役割及び任務を更新し、21世紀において新たに発生している安全保障上の課題に対処するための、よりバランスのとれた、より実効的な同盟を促進するものである。閣僚は、様々な地域の及びグローバルな課題、二国間の安全保障及び防衛協力を多様な分野において強化するためのイニシアティブ、地域協力の強化の推進並びに在日米軍の再編の前進について議論した。

2015年の米国国家安全保障戦略において明記されているとおり、米国はアジア太平洋地域へのリバランスを積極的に実施している。核及び通常戦力を含むあらゆる種類の米国の軍事力による、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントがこの取組の中心にある。日本は、この地域における米国の関与を高く評価する。この文脈において、閣僚は、地域の平和、安全及び繁栄の推進における日米同盟の不可欠な役割を再確認した。

日本が国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の政策を継続する中で、米国は、日本の最近の重要な成果を歓迎し、支持する。これらの成果には、切れ目のない安全保障法制の整備のための2014年7月1日の日本政府の閣議決定、国家安全保障会議の設置、防衛装備移転三原則、特定秘密保護法、サイバーセキュリティ基本法、新「宇宙基本計画」及び開発協力大綱が含まれる。

閣僚は、新たな指針並びに日米各国の安全保障及び防衛政策によって強化された日米同盟が、アジア太平洋

地域の平和及び安全の礎として、また、より平和で安定した国際安全保障環境を推進するための基盤として役割を果たし続けることを確認した。

閣僚はまた、尖閣諸島が日本の施政の下にある領域であり、したがって日米安全保障条約第5条の下でのコミットメントの範囲に含まれること、及び同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを再確認した。

2. 新たな日米防衛協力のための指針

1978年11月27日に初めて了承され、1997年9月23日に見直しが行われた指針は、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示してきた。2013年10月3日に東京で開催されたSCCにおいて、閣僚は、変化する安全保障環境に関する見解を共有し、防衛協力小委員会（SDC）に対し、紛争を抑止し並びに平和及び安全を促進する上で同盟が引き続き不可欠な役割を果たすことを確保するため、1997年の指針の変更に関する勧告を作成するよう指示した。

本日、SCCは、SDCが勧告した新たな指針を了承した。これにより、2013年10月に閣僚から示された指針の見直しの目的が達成される。1997年の指針に代わる新たな指針は、日米両国の役割及び任務についての一般的な大枠及び政策的な方向性を更新するとともに、同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑止力及び対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想を明らかにする。

新たな指針と切れ目のない安全保障法制を整備するための日本の取組との整合性を確保することの重要性を認識し、閣僚は、当該法制が、新たな指針の下での二国間の取組をより実効的なものとすることを認識した。米国は、日本の「積極的平和主義」の政策及び2014年7月の閣議決定を反映する当該法制を整備するために現在行われている取組を歓迎し、支持する。

指針の中核は、引き続き、日本の平和及び安全に対する揺るぎないコミットメントである。新たな指針は、日米両政府が、二国間協力を次の様々な分野にもわたって拡大しつつ、切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な同盟としての対応を通じてそのコミットメントを果たすための能力を強化し続けるための方法及び手段を詳述する。

同盟調整メカニズム： 新たな指針の下で、日米両国は、平時から緊急事態までのあらゆる段階における切れ目のない対応を可能とする、平時から利用可能な、政府全体にわたる同盟内の調整のためのメカニズムを設置する。

地域的な及びグローバルな協力： 新たな指針は、同盟が、適切な場合に、日本の国内法令に従った方法により、平和維持活動、海洋安全保障及び後方支援等の国際的な安全保障上の取組に対して一層大きな貢献を行

うことを可能とする。閣僚は、地域の及び他のパートナー並びに国際機関と協力することの重要性を改めて表明した。

新たな戦略的な協力： 変化する世界は現代的な同盟を必要としており、新たな指針は、日米両国が、宇宙及びサイバー空間において、また、領域を横断する形で効果をもたらすことを意図した活動を行うに当たり、協力をを行うための基盤を構築する。

人道支援・災害救援： 新たな指針は、日本及び世界各地における大規模災害への対処における二国間協力の実効性を一層向上させるために日米両政府が協働し得る方法を示す。

力強い基盤： 新たな指針はまた、防衛装備・技術協力、情報協力・情報保全及び教育・研究交流を含む、二国間協力のあらゆる側面に貢献する取組及び活動を示す。

閣僚は、新たな指針の下での共同の取組に着手するとの意図を確認した。この文脈において、SCCは、SDCに対し、平時から利用可能な同盟調整メカニズムの設置及び共同計画策定メカニズムの改良並びにこれによる共同計画の策定の強化を含め、新たな指針を実施するよう指示した。閣僚はまた、新たな指針が展望する後方支援に係る相互協力を実施するための物品役務相互提供協定を迅速に交渉するとの意図を表明した。

3. 二国間の安全保障及び防衛協力

閣僚は、様々な分野における二国間の安全保障及び防衛協力を強化することによって同盟の抑止力及び対処力を強化するための現在も見られる進捗について、満足の意をもって留意する。閣僚は、

- 最も現代的かつ高度な米国の能力を日本に配備することの戦略的重要性を確認した。当該配備は同盟の抑止力を強化し、日本及びアジア太平洋地域の安全に寄与する。この文脈において、閣僚は、米海軍によるP-8哨戒機の嘉手納飛行場への配備、米空軍によるグローバル・ホーク無人機の三沢飛行場へのローテーション展開、改良された輸送揚陸艦であるグリーン・ベイの配備及び2017年に米海兵隊F-35Bを日本に配備するとの米国の計画を歓迎した。さらに、閣僚は、2017年までに横須賀海軍施設にイージス艦を追加配備するとの米国の計画、及び本年後半に空母ジョージ・ワシントンをより高度な空母ロナルド・レーガンに交代させることを歓迎した。
- 核及び通常戦力についての議論を通じたものを含め、日本に対する米国の防衛上のコミットメントの信頼性を強化する日米拡大抑止協議を通じた取組を継続することを決意した。
- 弾道ミサイル防衛（BMD）能力の向上における協力を維持すること、特に2014年12月のAN/TOPY-2レーダー（Xバンド・レーダー）システムの経ヶ岬への配備及び2017年までに予定されている2隻のBMD駆逐艦の日本への追加配備の重要性を強調した。これらのアセットは、連携の下で運用され、

日米両国の防衛に直接的に寄与する。

- 宇宙安全保障、特に、政府一体となつての取組である宇宙に関する包括的日米対話及び安全保障分野における日米宇宙協議を通じた、抗たん性及び能力向上分野における協力の強化を強調した。閣僚はまた、宇宙航空研究開発機構による宇宙状況監視（SSA）情報の米国への提供及び両国の防衛当局間で宇宙に関連した事項を議論するための新たな枠組みの設置による協力の強化を強調した。
- サイバー空間に係る諸課題に関する協力、特に、政府一体となつての取組である日米サイバー対話及び日米サイバー防衛政策作業部会を通じた、脅威情報の共有及び任務保証並びに重要インフラ防護分野における協力での継続的な進展を求めた。
- 情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）協力の強化、特に米空軍によるグローバル・ホーク無人機の三沢飛行場へのローテーション展開及び日本による高度なISR基盤の調達計画を賞賛した。
- 日本の新たな防衛装備移転三原則、及びF-35の地域における整備・修理・オーバーホール・アップグレード能力の日本での確立に係る最近の米国の決定に示された、後方支援及び防衛装備協力の拡大を賞賛した。閣僚は、高度な能力に係る共同研究・開発を促進する日米装備・技術定期協議（S&TF）と同盟の役割・任務・能力（RMC）に関する対話の連携を通じた防衛装備協力の強化を強調した。
- 情報保全に関する日米協議を通じた継続的な進展及び日本の特定秘密保護法の施行により示された、情報保全協力の強化の重要性を確認した。この法律により、日本政府は、平時及び緊急事態における機微な情報の安全な交換を円滑にするために必要な政策、慣行及び手続を整備した。

さらに、閣僚は、在日米軍駐留経費負担が、複雑さを増す安全保障環境において日本の平和及び安全に資するものである前方展開した在日米軍のプレゼンスに対する日本の継続的な支援を示してきたことを確認した。閣僚は、2011年6月のSCC文書に示す現行の在日米軍駐留経費負担のコミットメントが2016年3月に終了することに留意し、適切な水準の在日米軍駐留経費負担を行う将来の取決めに関する協議を開始する意図を表明した。

共同の活動の範囲が拡大していることを認識し、閣僚は、同盟管理プロセスの効率性及び実効性を強化する適切な二国間協議の枠組みを可及的速やかに検討するとの意図を確認した。

4. 地域的及び国際的な協力

日米同盟がアジア太平洋地域の平和及び安全の礎であり、また、より平和で安定した国際安全保障環境を推進するための基盤であることを認識し、閣僚は、次の分野における最近の進展を強調した。

- ・ 2013年11月のフィリピンにおける台風への対処における緊密な調整に示された、人道支援・災害救援活動における協力の強化。
- ・ 沿岸巡視船の提供及びその他の海洋安全保障能力の構築のための取組によるものを含め、特に東南アジアでのパートナーに対する能力構築における継続的かつ緊密な連携。
- ・ 特に韓国及び豪州並びに東南アジア諸国連合等の主要なパートナーとの三か国及び多国間協力の拡大。閣僚は、北朝鮮による核及びミサイルの脅威に関する韓国との三者間情報共有取決めの最近の署名を強調し、この枠組みを将来に向けた三か国協力の拡大のための基盤として活用していくことを決意した。閣僚はまた、日米豪安全保障・防衛協力会合を通じ、東南アジアにおける能力構築のための活動並びに安全保障及び防衛に係る事項について、豪州とのより緊密な協力を追求するとの意図を確認した。

5. 在日米軍再編

閣僚は、在日米軍の再編の過程を通じて訓練能力を含む運用能力を確保しつつ、在日米軍の再編に係る既存の取決めに可能な限り速やかに実施することに対する日米両政府の継続的なコミットメントを再確認した。閣僚は、地元への米軍の影響を軽減しつつ、将来の課題及び脅威に効果的に対処するための能力を強化することで抑止力が強化される強固かつ柔軟な兵力態勢を維持することに対するコミットメントを強調した。この文脈で、閣僚は、普天間飛行場から岩国飛行場へのKC-130飛行隊の移駐を歓迎し、訓練場及び施設の整備等の取組を通じた、沖縄県外の場所への移転を含む、航空機訓練移転を継続することに対するコミットメントを確認した。

この取組の重要な要素として、閣僚は、普天間飛行場の代替施設（FRF）をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、運用上、政治上、財政上及び戦略上の懸念に対処し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認した。閣僚は、この計画に対する日米両政府の揺るぎないコミットメントを再確認し、同計画の完了及び長期にわたり望まれてきた普天間飛行場の日本への返還を達成するとの強い決意を強調した。米国は、FRF建設事業の着実かつ継続的な進展を歓迎する。

閣僚はまた、2006年の「ロードマップ」及び2013年4月の統合計画に基づく嘉手納飛行場以南の土地の返還の重要性を再確認し、同計画の実施に引き続き取り組むとの日米両政府の決意を改めて表明し、2016年春までに同計画が更新されることを期待した。閣僚は、この計画に従ってこれまでに完了した土地の返還のうち最も重要な本年3月31日のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の計画どおりの返還を強調した。

閣僚は、日米両政府が、改正されたグアム協定に基づき、沖縄からグアムを含む日本国外の場所への米海

兵隊の要員の移転を着実に実施していることを確認した。

閣僚は、環境保護のための協力を強化することへのコミットメントを再確認し、環境上の課題について更なる取組を行うことの重要性を確認した。この目的のため、閣僚は、環境の管理の分野における協力に関する補足協定についての進展を歓迎し、可能な限り迅速に同協定に付随する文書の交渉を継続する意図を確認した。

日米防衛協力のための指針

2015年4月27日

I. 防衛協力と指針の目的

平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するため、また、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。

- ・ 切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- ・ 日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- ・ 政府一体となつての同盟としての取組
- ・ 地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力
- ・ 日米同盟のグローバルな性質

日米両政府は、日米同盟を継続的に強化する。各政府は、その国家安全保障政策に基づき、各自の防衛態勢を維持する。日本は、「国家安全保障戦略」及び「防衛計画の大綱」に基づき防衛力を保持する。米国は、引き続き、その核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じ、日本に対して拡大抑止を提供する。米国はまた、引き続き、アジア太平洋地域において即応態勢にある戦力を前方展開するとともに、それらの戦力を迅速に増強する能力を維持する。

日米防衛協力のための指針（以下「指針」という。）は、二国間の安全保障及び防衛協力の実効性を向上させるため、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す。これにより、指針は、平和及び安全を促進し、紛争を抑止し、経済的な繁栄の基盤を確実なものとし、日米同盟の重要性についての国内外の理解を促進する。

II. 基本的な前提及び考え方

指針並びにその下での行動及び活動は、次の基本的な前提及び考え方に従う。

- A. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（日米安全保障条約）及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。
- B. 日本及び米国により指針の下で行われる全ての行動及び活動は、紛争の平和的解決及び国家の主権平等に関するものその他の国際連合憲章の規定並びにその他の関連する国際約束を含む国際法に合致するものである。

C. 日本及び米国により行われる全ての行動及び活動は、各々の憲法及びその時々において適用のある国内法令並びに国家安全保障政策の基本的な方針に従って行われる。日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。

D. 指針は、いずれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではなく、また、指針は、いずれの政府にも法的権利又は義務を生じさせるものではない。しかしながら、二国間協力のための実効的な態勢の構築が指針の目標であることから、日米両政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。

Ⅲ. 強化された同盟内の調整

指針の下での実効的な二国間協力のため、平時から緊急事態まで、日米両政府が緊密な協議並びに政策面及び運用面の的確な調整を行うことが必要となる。

二国間の安全保障及び防衛協力の成功を確かなものとするため、日米両政府は、十分な情報を得て、様々なレベルにおいて調整を行うことが必要となる。この目標に向かって、日米両政府は、情報共有を強化し、切れ目のない、実効的な、全ての関係機関を含む政府全体にわたる同盟内の調整を確保するため、あらゆる経路を活用する。この目的のため、日米両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する。

A. 同盟調整メカニズム

持続する、及び発生する脅威は、日米両国の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与え得る。日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処するため、同盟調整メカニズムを活用する。このメカニズムは、平時から緊急事態までのあらゆる段階において自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を強化する。このメカニズムはまた、適時の情報共有並びに共通の情勢認識の構築及び維持に寄与する。日米両政府は、実効的な調整を確保するため、必要な手順及び基盤（施設及び情報通信システムを含む。）を確立するとともに、定期的な訓練・演習を実施する。

日米両政府は、同盟調整メカニズムにおける調整の手順及び参加機関の構成の詳細を状況に応じたものとする。この手順の一環として、平時から、連絡窓口に係る情報が共有され及び保持される。

B. 強化された運用面の調整

柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための強化された二国間の運用面の調整は、日米両国にとって

決定的に重要な中核的能力である。この文脈において、日米両政府は、自衛隊と米軍との間の協力を強化するため、運用面の調整機能が併置されることが引き続き重要であることを認識する。

自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有を確保し、平時から緊急事態までの調整を円滑にし及び国際的な活動を支援するため、要員の交換を行う。自衛隊及び米軍は、緊密に協力し及び調整しつつ、各々の指揮系統を通じて行動する。

C. 共同計画の策定

日米両政府は、自衛隊及び米軍による整合のとれた運用を円滑かつ実効的に行うことを確保するため、引き続き、共同計画を策定し及び更新する。日米両政府は、計画の実効性及び柔軟、適時かつ適切な対処能力を確保するため、適切な場合に、運用面及び後方支援面の所要並びにこれを満たす方策をあらかじめ特定することを含め、関連情報を交換する。

日米両政府は、平時において、日本の平和及び安全に関連する緊急事態について、各々の政府の関係機関を含む改良された共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定を行う。共同計画は、適切な場合に、関係機関からの情報を得つつ策定される。日米安全保障協議委員会は、引き続き、方向性の提示、このメカニズムの下での計画の策定に係る進捗の確認及び必要に応じた指示の発出について責任を有する。日米安全保障協議委員会は、適切な下部組織により補佐される。

共同計画は、日米両政府双方の計画に適切に反映される。

IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保

持続する、及び発生する脅威は、日本の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与え得る。この複雑さを増す安全保障環境において、日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても、切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる。この文脈において、日米両政府はまた、パートナーとの更なる協力を推進する。

日米両政府は、これらの措置が、各状況に応じた柔軟、適時かつ実効的な二国間の調整に基づいてとられる必要があること、及び同盟としての適切な対応のためには省庁間調整が不可欠であることを認識する。したがって、日米両政府は、適切な場合に、次の目的のために政府全体にわたる同盟調整メカニズムを活用する。

- ・ 状況を評価すること
- ・ 情報を共有すること、及び
- ・ 柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動を含む同盟としての適切な対応を実施するための方法を立案すること

日米両政府はまた、これらの二国間の取組を支えるため、日本の平和及び安全に影響を与える可能性がある事項に関する適切な経路を通じた戦略的な情報発信を調整する。

A. 平時からの協力措置

日米両政府は、日本の平和及び安全の維持を確保するため、日米同盟の抑止力及び能力を強化するための、外交努力によるものを含む広範な分野にわたる協力を推進する。

自衛隊及び米軍は、あらゆるあり得べき状況に備えるため、相互運用性、即応性及び警戒態勢を強化する。このため、日米両政府は、次のものを含むが、これに限られない措置をとる。

1. 情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府は、日本の平和及び安全に対する脅威のあらゆる兆候を極力早期に特定し並びに情報収集及び分析における決定的な優越を確保するため、共通の情勢認識を構築し及び維持しつつ、情報を共有し及び保護する。これには、関係機関間の調整及び協力の強化を含む。

自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性に応じ、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）活動を行う。これには、日本の平和及び安全に影響を与え得る状況の推移を常続的に監視することを確保するため、相互に支援する形で共同のISR活動を行うことを含む。

2. 防空及びミサイル防衛

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射及び経空の侵入に対する抑止及び防衛態勢を維持し及び強化する。日米両政府は、早期警戒能力、相互運用性、ネットワーク化による監視範囲及びリアルタイムの情報交換を拡大するため並びに弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図るため、協力する。さらに、日米両政府は、引き続き、挑発的なミサイル発射及びその他の航空活動に対処するに当たり緊密に調整する。

3. 海洋安全保障

日米両政府は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力する。自衛隊及び米軍は、必要に応じて関係機関との調整によるものを含め、海洋監視情報の共有を更に構築し及び強化しつつ、適切な場合に、ISR及び訓練・演習を通じた海洋における日米両国のプレゼンスの維持及び強化等の様々な取組において協力する。

4. アセット（装備品等）の防護

自衛隊及び米軍は、訓練・演習中を含め、連携して日本の防衛に資する活動に現に従事している場合であって適切なきは、各々のアセット（装備品等）を相互に防護する。

5. 訓練・演習

自衛隊及び米軍は、相互運用性、持続性及び即応性を強化するため、日本国内外双方において、実効的な二国間及び多国間の訓練・演習を実施する。適時かつ実践的な訓練・演習は、抑止を強化する。日米両政府は、これらの活動を支えるため、訓練場、施設及び関連装備品が利用可能、アクセス可能かつ現代的なものであることを確保するために協力する。

6. 後方支援

日本及び米国は、いかなる段階においても、各々自衛隊及び米軍に対する後方支援の実施を主体的に行う。自衛隊及び米軍は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（日米物品役務相互提供協定）及びその関連取決めに規定する活動について、適切な場合に、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない後方支援を相互に行う。

7. 施設の使用

日米両政府は、自衛隊及び米軍の相互運用性を拡大し並びに柔軟性及び抗たん性を向上させるため、施設・区域の共同使用を強化し、施設・区域の安全の確保に当たって協力する。日米両政府はまた、緊急事態へ備えることの重要性を認識し、適切な場合に、民間の空港及び港湾を含む施設の実地調査の実施に当たって協力する。

B. 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処

同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態については地理的に定めることはできない。この節に示す措置は、当該事態にまだ至ってない状況において、両国の各々の国内法令に従ってとり得るものを含む。早期の状況把握及び二国間の行動に関する状況に合わせた断固たる意思決定は、当該事態の抑止及び緩和に寄与する。

日米両政府は、日本の平和及び安全を確保するため、平時からの協力的措置を継続することに加え、外交努力を含むあらゆる手段を追求する。日米両政府は、同盟調整メカニズムを活用しつつ、各々の決定により、次に掲げるものを含むが、これらに限らない追加的措置をとる。

1. 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要がある場合、各政府は、自国民の退避及び現地当局との関係の処理について責任を有する。日米両政府は、適切な場合に、日本国民又は米国国民である非戦闘員の退避を計画するに当たり調整し及び当該非戦闘員の退避の実施に当たって協力する。これらの退避活動は、輸送手段、施設等の各国の能力を相互補完的に使用して実施される。日米両政府は、各々、第三国の非戦闘員に対して退避に係る援助を行うことを検討することができる。

日米両政府は、退避者の安全、輸送手段及び施設、通関、出入国管理及び検疫、安全な地域、衛生等の分野において協力を実施するため、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じ初期段階からの調整を行う。日米両政府は、適切な場合に、訓練・演習の実施によるものを含め、非戦闘員を退避させるための活動における調整を平時から強化する。

2. 海洋安全保障

日米両政府は、各々の能力を考慮しつつ、海洋安全保障を強化するため、緊密に協力する。協力的措置には、情報共有及び国際連合安全保障理事会決議その他の国際法上の根拠に基づく船舶の検査を含み得るが、これらに限らない。

3. 避難民への対応のための措置

日米両政府は、日本への避難民の流入が発生するおそれがある又は実際に始まるような状況に至る場合には、国際法上の関係する義務に従った人道的な方法で避難民を扱いつつ、日本の平和及び安全を維持するために協力する。当該避難民への対応については、日本が主体的に実施する。米国は、日本からの要請に基づき、適切な支援を行う。

4. 捜索・救難

日米両政府は、適切な場合に、捜索・救難活動において協力し及び相互に支援する。自衛隊は、日本の国内法令に従い、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、米国による戦闘捜索・救難活動に対して支援を行う。

5. 施設・区域の警護

自衛隊及び米軍は、各々の施設・区域を関係当局と協力して警護する責任を有する。日本は、米国からの要請に基づき、米軍と緊密に協力し及び調整しつつ、日本国内の施設・区域の追加的な警護を実施する。

6. 後方支援

日米両政府は、実効的かつ効率的な活動を可能とするため、適切な場合に、相互の後方支援（補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない。）を強化する。これらには、運用面及び後方支援面の所要の迅速な確認並びにこれを満たす方策の実施を含む。日本政府は、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援及び関連支援を行う。

7. 施設の使用

日本政府は、日米安全保障条約及びその関連取極に従い、必要に応じて、民間の空港及び港湾を

含む施設を一時的な使用に供する。日米両政府は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

C. 日本に対する武力攻撃への対処行動

日本に対する武力攻撃への共同対処行動は、引き続き、日米間の安全保障及び防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、日本の防衛のために必要な準備を行いつつ、武力攻撃を抑止し及び事態を緩和するための措置をとる。

日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両政府は、極力早期にこれを排除し及び更なる攻撃を抑止するため、適切な共同対処行動を実施する。日米両政府はまた、第IV章に掲げるものを含む必要な措置をとる。

1. 日本に対する武力攻撃が予測される場合

日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、攻撃を抑止し及び事態を緩和するため、包括的かつ強固な政府一体となつての取組を通じ、情報共有及び政策面の協議を強化し、外交努力を含むあらゆる手段を追求する。

自衛隊及び米軍は、必要な部隊展開の実施を含め、共同作戦のための適切な態勢をとる。日本は、米軍の部隊展開を支援するための基盤を確立し及び維持する。日米両政府による準備には、施設・区域の共同使用、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない相互の後方支援及び日本国内の米国の施設・区域の警護の強化を含み得る。

2. 日本に対する武力攻撃が発生した場合

a. 整合のとれた対処行動のための基本的考え方

外交努力及び抑止にもかかわらず、日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両国は、迅速に武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するために協力し、日本の平和及び安全を回復する。当該整合のとれた行動は、この地域の平和及び安全の回復に寄与する。

日本は、日本の国民及び領域の防衛を引き続き主体的に実施し、日本に対する武力攻撃を極力早期に排除するため直ちに行動する。自衛隊は、日本及びその周辺海空域並びに海空域の接近経路における防勢作戦を主体的に実施する。米国は、日本と緊密に調整し、適切な支援を行う。米軍は、日本を防衛するため、自衛隊を支援し及び補完する。米国は、日本の防衛を支援し並びに平和及び安全を回復するような方法で、この地域の環境を形成するための行動をとる。

日米両政府は、日本を防衛するためには国力の全ての手段が必要となることを認識し、同盟調整

メカニズムを通じて行動を調整するため、各々の指揮系統を活用しつつ、各々政府一体となつての取組を進める。

米国は、日本に駐留する兵力を含む前方展開兵力を運用し、所要に応じその他のあらゆる地域からの増援兵力を投入する。日本は、これらの部隊展開を円滑にするために必要な基盤を確立し及び維持する。

日米両政府は、日本に対する武力攻撃への対処において、各々米軍又は自衛隊及びその施設を防護するための適切な行動をとる。

b. 作戦構想

i. 空域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施する。

自衛隊は、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、航空機及び巡航ミサイルによる攻撃に対する防衛を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

ii. 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施する。

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射を早期に探知するため、リアルタイムの情報交換を行う。弾道ミサイル攻撃の兆候がある場合、自衛隊及び米軍は、日本に向けられた弾道ミサイル攻撃に対して防衛し、弾道ミサイル防衛作戦に従事する部隊を防護するための実効的な態勢を維持する。

自衛隊は、日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

iii. 海域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施する。

自衛隊は、日本における主要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、沿岸防衛、対水上戦、対潜戦、機

雷戦、対空戦及び航空阻止を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

自衛隊及び米軍は、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。

こうした活動の実効性は、関係機関間の情報共有その他の形態の協力を通じて強化される。

iv. 陸上攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施する。

自衛隊は、島嶼に対するものを含む陸上攻撃を阻止し、排除するための作戦を主体的に実施する。必要が生じた場合、自衛隊は島嶼を奪回するための作戦を実施する。このため、自衛隊は、着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦、水陸両用作戦及び迅速な部隊展開を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

自衛隊はまた、関係機関と協力しつつ、潜入を伴うものを含め、日本における特殊作戦部隊による攻撃等の不正規型の攻撃を主体的に撃破する。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

v. 領域横断的な作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するため、領域横断的な共同作戦を実施する。これらの作戦は、複数の領域を横断して同時に効果を達成することを目的とする。

領域横断的な協力の例には、次に示す行動を含む。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、各々の I S R 態勢を強化し、情報共有を促進し及び各々の I S R アセットを防護する。

米軍は、自衛隊を支援し及び補完するため、打撃力の使用を伴う作戦を実施することができる。米軍がそのような作戦を実施する場合、自衛隊は、必要に応じ、支援を行うことができる。これらの作戦は、適切な場合に、緊密な二国間調整に基づいて実施される。

日米両政府は、第VI章に示す二国間協力に従い、宇宙及びサイバー空間における脅威に対処する

ために協力する。

自衛隊及び米軍の特殊作戦部隊は、作戦実施中、適切に協力する。

c. 作戦支援活動

日米両政府は、共同作戦を支援するため、次の活動において協力する。

i. 通信電子活動

日米両政府は、適切な場合に、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

自衛隊及び米軍は、共通の状況認識の下での共同作戦のため、自衛隊と米軍との間の効果的な通信を確保し、共通作戦状況図を維持する。

ii. 捜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、戦闘捜索・救難活動を含む捜索・救難活動において、協力し及び相互に支援する。

iii. 後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時の後方支援を相互に行う。

日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

iv. 施設の使用

日本政府は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従い、施設の追加提供を行う。日米両政府は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

v. CBRN（化学・生物・放射線・核）防護

日本政府は、日本国内でのCBRN事案及び攻撃に引き続き主体的に対処する。米国は、日本における米軍の任務遂行能力を主体的に維持し回復する。日本からの要請に基づき、米国は、日本の防護を確実にするため、CBRN事案及び攻撃の予防並びに対処関連活動において、適切に日本を支援する。

D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動

日米両国が、各々、米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、主権の十分な尊重を含む

国際法並びに各々の憲法及び国内法に従い、武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合であって、日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき、日米両国は、当該武力攻撃への対処及び更なる攻撃の抑止において緊密に協力する。共同対処は、政府全体にわたる同盟調整メカニズムを通じて調整される。

日米両国は、当該武力攻撃への対処行動をとっている他国と適切に協力する。

自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。

協力して行う作戦の例は、次に概要を示すとおりである。

1. アセットの防護

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、アセットの防護において協力する。当該協力には、非戦闘員の退避のための活動又は弾道ミサイル防衛等の作戦に従事しているアセットの防護を含むが、これに限らない。

2. 捜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、戦闘捜索・救難活動を含む捜索・救難活動において、協力し及び支援を行う。

3. 海上作戦

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、海上交通の安全を確保することを目的とするものを含む機雷掃海において協力する。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、艦船を防護するための護衛作戦において協力する。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。

4. 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、各々の能力に基づき、適切な場合に、弾道ミサイルの迎撃において協力する。日米両政府は、弾道ミサイル発射の早期探知を確実にを行うため、情報交換を行う。

5. 後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時に後方支援を相互に行う。

日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

E. 日本における大規模災害への対処における協力

日本において大規模災害が発生した場合、日本は主体的に当該災害に対処する。自衛隊は、関係機関、地方公共団体及び民間主体と協力しつつ、災害救援活動を実施する。日本における大規模災害からの迅速な復旧が日本の平和及び安全の確保に不可欠であること、及び当該災害が日本における米軍の活動に影響を与える可能性があることを認識し、米国は、自国の基準に従い、日本の活動に対する適切な支援を行う。当該支援には、捜索・救難、輸送、補給、衛生、状況把握及び評価並びにその他の専門的能力を含み得る。日米両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じて活動を調整する。

日米両政府は、日本における人道支援・災害救援活動に際しての米軍による協力の実効性を高めるため、情報共有によるものを含め、緊密に協力する。さらに、米軍は、災害関連訓練に参加することができ、これにより、大規模災害への対処に当たっての相互理解が深まる。

V. 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力

相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的役割を果たす。半世紀をはるかに上回る間、日米両国は、世界の様々な地域における課題に対して実効的な解決策を実行するため協力してきた。

日米両政府の各々がアジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和及び安全のための国際的な活動に参加することを決定する場合、自衛隊及び米軍を含む日米両政府は、適切なときは、次に示す活動等において、相互に及びパートナーと緊密に協力する。この協力はまた、日米両国の平和及び安全に寄与する。

A. 国際的な活動における協力

日米両政府は、各々の判断に基づき、国際的な活動に参加する。共に活動を行う場合、自衛隊及び米軍は、実行可能な限り最大限協力する。

日米両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じ、当該活動の調整を行うことができ、ま

た、これらの活動において三か国及び多国間の協力を追求する。自衛隊及び米軍は、円滑かつ実効的な協力のため、適切な場合に、手順及びベストプラクティスを共有する。日米両政府は、引き続き、この指針に必ずしも明示的には含まれない広範な事項について協力する一方で、地域的及び国際的な活動における日米両政府による一般的な協力分野は次のものを含む。

1. 平和維持活動

日米両政府が国際連合憲章に従って国際連合により権限を与えられた平和維持活動に参加する場合、日米両政府は、適切なときは、自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用するため、緊密に協力する。日米両政府はまた、適切な場合に、同じ任務に従事する国際連合その他の要員に対する後方支援の提供及び保護において協力することができる。

2. 国際的な人道支援・災害救援

日米両政府が、大規模な人道災害及び自然災害の発生を受けた関係国政府又は国際機関からの要請に応じて、国際的な人道支援・災害救援活動を実施する場合、日米両政府は、適切なときは、参加する自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用しつつ、相互に支援を行うため緊密に協力する。協力して行う活動の例には、相互の後方支援、運用面の調整、計画策定及び実施を含み得る。

3. 海洋安全保障

日米両政府が海洋安全保障のための活動を実施する場合、日米両政府は、適切なときは、緊密に協力する。協力して行う活動の例には、海賊対処、機雷掃海等の安全な海上交通のための取組、大量破壊兵器の不拡散のための取組及びテロ対策活動のための取組を含み得る。

4. パートナーの能力構築支援

パートナーとの積極的な協力は、地域及び国際の平和及び安全の維持及び強化に寄与する。変化する安全保障上の課題に対処するためのパートナーの能力を強化することを目的として、日米両政府は、適切な場合に、各々の能力及び経験を最大限に活用することにより、能力構築支援活動において協力する。協力して行う活動の例には、海洋安全保障、防衛医学、防衛組織の構築、人道支援・災害救援又は平和維持活動のための部隊の即応性の向上を含み得る。

5. 非戦闘員を退避させるための活動

非戦闘員の退避のために国際的な行動が必要となる状況において、日米両政府は、適切な場合に、日本国民及び米国国民を含む非戦闘員の安全を確保するため、外交努力を含むあらゆる手段を活用する。

6. 情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府が国際的な活動に参加する場合、自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性に基づき、適切なきは、ISR活動において協力する。

7. 訓練・演習

自衛隊及び米軍は、国際的な活動の実効性を強化するため、適切な場合に、共同訓練・演習を実施し及びこれに参加し、相互運用性、持続性及び即応性を強化する。また、日米両政府は、引き続き、同盟との相互運用性の強化並びに共通の戦術、技術及び手順の構築に寄与するため、訓練・演習においてパートナーと協力する機会を追求する。

8. 後方支援

日米両政府は、国際的な活動に参加する場合、相互に後方支援を行うために協力する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援を行う。

B. 三か国及び多国間協力

日米両政府は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進し及び強化する。特に、日米両政府は、地域の及び他のパートナー並びに国際機関と協力するための取組を強化し、並びにそのための更なる機会を追求する。

日米両政府はまた、国際法及び国際的な基準に基づく協力を推進すべく、地域及び国際機関を強化するために協力する。

VI. 宇宙及びサイバー空間に関する協力

A. 宇宙に関する協力

日米両政府は、宇宙空間の安全保障の側面を認識し、責任ある、平和的かつ安全な宇宙の利用を確実なものとするための両政府の連携を維持し及び強化する。

当該取組の一環として、日米両政府は、各々の宇宙システムの抗たん性を確保し及び宇宙状況監視に係る協力を強化する。日米両政府は、能力を確立し向上させるため、適切な場合に、相互に支援し、宇宙空間の安全及び安定に影響を与え、その利用を妨げ得る行動や事象についての情報を共有する。日米両政府はまた、宇宙システムに対して発生する脅威に対応するために情報を共有し、また、海洋監視並びに宇宙システムの能力及び抗たん性を強化する宇宙関係の装備・技術（ホステッド・ペイロードを含む。）における協力の機会を追求する。

自衛隊及び米軍は、各々の任務を実効的かつ効率的に達成するため、宇宙の利用に当たって、引き

続き、早期警戒、ISR、測位、航法及びタイミング、宇宙状況監視、気象観測、指揮、統制及び通信並びに任務保証のために不可欠な関係する宇宙システムの抗たん性の確保等の分野において協力し、かつ政府一体となつての取組に寄与する。各々の宇宙システムが脅威にさらされた場合、自衛隊及び米軍は、適切なきは、危険の軽減及び被害の回避において協力する。被害が発生した場合、自衛隊及び米軍は、適切なきは、関係能力の再構築において協力する。

B. サイバー空間に関する協力

日米両政府は、サイバー空間の安全かつ安定的な利用の確保に資するため、適切な場合に、サイバー空間における脅威及び脆弱性に関する情報を適時かつ適切な方法で共有する。また、日米両政府は、適切な場合に、訓練及び教育に関するベストプラクティスの交換を含め、サイバー空間における各種能力の向上に関する情報を共有する。日米両政府は、適切な場合に、民間との情報共有によるものを含め、自衛隊及び米軍が任務を達成する上で依拠する重要インフラ及びサービスを防護するために協力する。

自衛隊及び米軍は、次の措置をとる。

- ・ 各々のネットワーク及びシステムを監視する態勢を維持すること
- ・ サイバーセキュリティに関する知見を共有し、教育交流を行うこと
- ・ 任務保証を達成するために各々のネットワーク及びシステムの抗たん性を確保すること
- ・ サイバーセキュリティを向上させるための政府一体となつての取組に寄与すること
- ・ 平時から緊急事態までのいかなる状況においてもサイバーセキュリティのための実効的な協力を確実に行うため、共同演習を実施すること

自衛隊及び日本における米軍が利用する重要インフラ及びサービスに対するものを含め、日本に対するサイバー事案が発生した場合、日本は主体的に対処し、緊密な二国間調整に基づき、米国は日本に対し適切な支援を行う。日米両政府はまた、関連情報を迅速かつ適切に共有する。日本が武力攻撃を受けている場合に発生するものを含め、日本の安全に影響を与える深刻なサイバー事案が発生した場合、日米両政府は、緊密に協議し、適切な協力行動をとり対処する。

Ⅶ. 日米共同の取組み

日米両政府は、二国間協力の実効性を更に向上させるため、安全保障及び防衛協力の基盤として、次の分野を発展させ及び強化する。

A. 防衛装備・技術協力

日米両政府は、相互運用性を強化し、効率的な取得及び整備を推進するため、次の取組を行う。

- ・ 装備品の共同研究、開発、生産、試験評価並びに共通装備品の構成品及び役務の相互提供において協力する。
- ・ 相互の効率性及び即応性のため、共通装備品の修理及び整備の基盤を強化する。
- ・ 効率的な取得、相互運用性及び防衛装備・技術協力を強化するため、互恵的な防衛調達を促進する。
- ・ 防衛装備・技術に関するパートナーとの協力の機会を探求する。

B. 情報協力・情報保全

- ・ 日米両政府は、共通の情勢認識が不可欠であることを認識し、国家戦略レベルを含むあらゆるレベルにおける情報協力及び情報共有を強化する。
- ・ 日米両政府は、緊密な情報協力及び情報共有を可能とするため、引き続き、秘密情報の保護に関連した政策、慣行及び手続の強化における協力を推進する。
- ・ 日米両政府はまた、情報共有に関してパートナーとの協力の機会を探求する。

C. 教育・研究交流

日米両政府は、安全保障及び防衛に関する知的協力の重要性を認識し、関係機関の構成員の交流を深め、各々の研究・教育機関間の意思疎通を強化する。そのような取組は、安全保障・防衛当局者が知識を共有し協力を強化するための恒久的な基盤となる。

VIII. 指針の適時かつ適切な見直し

日米安全保障協議委員会は、適切な下部組織の補佐を得て、この指針が変化する場合に照らして適切なものであるか否かを定期的に評価する。日米同盟関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況を踏まえて必要と認める場合には、日米両政府は、適時かつ適切な形でこの指針を更新する。

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を 確保するための措置に関する法律

平成11年5月28日法律第60号

(令和3年9月1日法律第36号による改正)

(目的)

第1条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「重要影響事態」という。）に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

(重要影響事態への対応の基本原則)

第2条 政府は、重要影響事態に際して、適切かつ迅速に、後方支援活動、搜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成12年法律第145号）第2条に規定する船舶検査活動（重要影響事態に際して実施するものに限る。以下「船舶検査活動」という。）その他の重要影響事態に対応するため必要な措置（以下「対応措置」という。）を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

- 2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。
- 3 後方支援活動及び搜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第7条第6項の規定により行われる搜索救助活動については、この限りでない。
- 4 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国（国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従って当該外国において施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関）の同意がある場合に限り実施するものとする。
- 5 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第4条第1項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。
- 6 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、相互に協力するものとする。

(定義等)

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 合衆国軍隊等 重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいう。
- 2 後方支援活動 合衆国軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、我が国が実施するものをいう。
- 3 搜索救助活動 重要影響事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であって、我が国が実施するものをいう。

- 4 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。
 - イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する特別の機関
- 2 後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第1に掲げるものとする。
- 3 搜索救助活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、搜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊等の部隊に対して後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第2に掲げるものとする。

（基本計画）

第4条 内閣総理大臣は、重要影響事態に際して次に掲げる措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

- 1 前条第2項の後方支援活動
 - 2 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方支援活動として実施する措置であって特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの
 - 3 搜索救助活動
 - 4 船舶検査活動
- 2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。
- 1 重要影響事態に関する次に掲げる事項
 - イ 事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響
 - ロ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由
 - 2 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針
 - 3 前項第1号又は第2号に掲げる後方支援活動を実施する場合における次に掲げる事項
 - イ 当該後方支援活動に係る基本的事項
 - ロ 当該後方支援活動の種類及び内容
 - ハ 当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
 - ニ 当該後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該後方支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
 - ホ その他当該後方支援活動の実施に関する重要事項
 - 4 搜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項
 - イ 当該搜索救助活動に係る基本的事項
 - ロ 当該搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
 - ハ 当該搜索救助活動の実施に伴う前条第3項後段の後方支援活動の実施に関する重要事項（当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

- ニ 当該搜索救助活動又はその実施に伴う前条第3項後段の後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
- ホ その他当該搜索救助活動の実施に関する重要事項
- 5 船舶検査活動を実施する場合における重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第4条第1項に規定する事項
- 6 前3号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項
- 7 第3号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項
- 8 対応措置の実施について地方公共団体その他の国以外の者に対して協力を求め又は協力を依頼する場合におけるその協力の種類及び内容並びにその協力に関する重要事項
- 9 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項
- 3 前条第2項の後方支援活動又は搜索救助活動若しくはその実施に伴う同条第3項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国（第2条第4項に規定する機関がある場合にあつては、当該機関）と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。
- 4 第1項及び前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(国会の承認)

- 第5条 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動を実施することができる。
- 2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。
 - 3 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動を終了させなければならない。

(自衛隊による後方支援活動としての物品及び役務の提供の実施)

- 第6条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第3条第2項の後方支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。
- 2 防衛大臣は、基本計画に従い、第3条第2項の後方支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。
 - 3 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該後方支援活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。
 - 4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が第3条第2項の後方支援活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は外国の領域で実施する当該後方支援活

動についての第2条第4項の同意が存在しなくなったと認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

- 5 第3条第2項の後方支援活動のうち我が国の領域外におけるものの実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該後方支援活動を実施している場所又はその近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該後方支援活動の実施を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。
- 6 第2項の規定は、同項の実施要項の変更（第4項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

（搜索救助活動の実施等）

第7条 防衛大臣は、基本計画に従い、搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

- 2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該搜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。
- 3 搜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。
- 4 前条第4項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。
- 5 前条第5項の規定は、我が国の領域外における搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第4項において準用する前項」と読み替えるものとする。
- 6 前項において準用する前条第5項の規定にかかわらず、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る搜索救助活動を継続することができる。
- 7 第1項の規定は、同項の実施要項の変更（第4項において準用する前条第4項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。
- 8 前条の規定は、搜索救助活動の実施に伴う第3条第3項後段の後方支援活動について準用する。

（関係行政機関による対応措置の実施）

第8条 前2条に定めるもののほか、防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。

（国以外の者による協力等）

第9条 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。
- 3 政府は、前2項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(国会への報告)

第10条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

- 1 基本計画の決定又は変更があったときは、その内容
- 2 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果

(武器の使用)

第11条 第6条第2項（第7条第8項において準用する場合を含む。第5項及び第6項において同じ。）の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第2条第5項に規定する隊員をいう。第6項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器（自衛隊が外国の領域で当該後方支援活動又は当該捜索救助活動を実施している場合については、第4条第2項第3号ニ又は第4号ニの規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3 第1項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4 第1項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治40年法律第45号）第36条又は第37条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

5 第6条第2項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第7条第1項の規定により捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿营地（宿営のために使用する区域であって、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であって合衆国軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿营地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第1項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第3項まで及び次項の規定の適用については、第1項中「現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第2条第5項に規定する隊員をいう。第6項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」とあるのは「その宿営する宿营地（第5項に規定する宿营地をいう。次項及び第3項において同じ。）に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第5項に規定する合衆国軍隊等の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第2項及び第3項中「現場」とあるのは「宿营地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自衛隊員（同法第2条第5項に規定する隊員をいう。）」とする。

6 自衛隊法第96条第3項の規定は、第6条第2項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役

務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は第7条第1項の規定により捜索救助活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

（政令への委任）

第12条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成12年12月6日法律第145号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成18年12月22日法律第118号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第32条第2項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月8日法律第80号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成27年9月30日法律第76号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表第1(第3条関係)

| 種 類 | 内 容 |
|-----|---------------------------------------|
| 補給 | 給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供 |
| 輸送 | 人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供 |

| | |
|----------|--|
| 修理及び整備 | 修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供 |
| 医療 | 傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供 |
| 通信 | 通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供 |
| 空港及び港湾業務 | 航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供 |
| 基地業務 | 廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供 |
| 宿泊 | 宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供 |
| 保管 | 倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供 |
| 施設の利用 | 土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供 |
| 訓練業務 | 訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供 |
| 備考 | 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。 |

別表第2（第3条関係）

| 種 類 | 内 容 |
|--------|--|
| 補給 | 給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供 |
| 輸送 | 人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供 |
| 修理及び整備 | 修理及び整備、修理及び整備用機器並びに物品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供 |
| 医療 | 傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供 |
| 通信 | 通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供 |
| 宿泊 | 宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供 |
| 消毒 | 消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供 |
| 備考 | 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。 |

1. 原子力潜水艦関係（外務省関係文書）

(1) 外務省情報文化局発表

昭和39年8月28日

米国原子力潜水艦の本邦寄港について

政府は28日、米国の通常の原子力潜水艦がわが国に寄港することは差し支えないと決定し、この旨を米国政府に通報した。これについて日米両国政府の間で交換された口上書は別添のとおりである。

昨年1月、ライシャワー米国大使は、通常の米国原子力潜水艦の本邦寄港について、わが国の意向を打診してきた。それ以来、政府は原子力に対するわが国民の特殊な感情を考慮して、安全性の問題を中心に再三米国政府に照会を行い、また、原子力委員会の見解も徴したうえ、慎重に検討を行ってきた。その安全性について確信を得るに至ったので、寄港に同意することとしたものである。

これにより日本に寄港することとなった米国の原子力潜水艦は、いわゆるノーチラス型の通常の原子力潜水艦であって、ポラリス型の潜水艦ではない。またこの種の原子力潜水艦の寄港は、核兵器の本邦持ち込みとも全く関係がない。

米国政府は今回重ねて、安全保障条約の下における事前協議にかかる事項については日本政府の意向に反して行動することはないと保証している。

わが国は日米安全保障条約により、日米共同してわが国の安全を守ることを国の基本方針としている。従って、政府は、このような米国の原子力潜水艦についても、その安全性に確信を得た以上日本の防衛に従事する米国の他の一般の軍艦と同じようにその寄港を認めることは当然であると信じ、今回の決定を行ったものである。

なお、今回の決定に先立ち米国政府は、わが国からの種々の照会に対する回答を覚書にとりまとめ、あらかじめ日本政府に通報している。

(2) 口上書要旨

昭和39年8月28日

外務省は、米国の通常の原子力潜水艦の日本への寄港に関し、日本の港及び領海における米国の通常の原子力潜水艦の運航に関する昭和39年8月24日付けの米国大使館の口上書を、米国政府の声明とともに受領したことを確認する。

さらに外務省は、前記の通常の原子力潜水艦の寄港が前記の声明に述べられているところから従って行われることに留意し、かつ、この寄港が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づくものであることを考慮して、この寄港に異議のない旨をここに確認する。

2. 原子力潜水艦関係（米国政府から受領した文書）

(1) 口上書要旨（訳文）

昭和39年8月24日

米国大使館は、米国の通常の原子力潜水艦の日本への寄港の申し入れについての従来の討議に関し、すべての外国港及び外国領海における米国の原子力軍艦の運航についての米国政府の声明を送付する。

さらに、大使館は、外務省に対し、前記の通常の原子力潜水艦は、日本の港及び領海への寄港の場合には、別添の声明に述べられているところに従って運航されることを保証する。

外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明（訳文）

1. 合衆国政府は、合衆国原子力軍艦の原子力推進装置について、原子炉の設計上の安全性に関する諸点、乗務員の訓練及び操作手続きが、合衆国原子力委員会及び原子炉安全審査諮問委員会によって審査されるものであり、かつ、正式に承認された執務要覧に定義されているとおりのものであることを保証する。合衆国政府は、また、合衆国の港における運航に関連してとられる安全上のすべての予防措置及び手続きが、外国の港においても厳格に遵守されることを保証する。
2. 外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関しては、
 - a 周辺の一般的なバックグラウンド放射能に測定し得る程度の増加をもたらすような放出水その他の廃棄物は、軍艦から排出されない。廃棄物の処理基準は、国際放射線防護委員会の勧告に適合している。
 - b 寄港期間中、原子力軍艦の乗組員は、同軍艦上の放射線管理及び同軍艦の直接の近傍における環境放射能のモニタリングについて責任を負う。もちろん、受入国政府は、寄港する軍艦に放射能汚染をもたらす危険がないことを確認するため、当該軍艦の近傍において、同政府の希望する測定を行うことができる。
 - c 受入国政府の当局は、寄港中の軍艦の原子炉に係る事故が発生した場合には、直ちに通報される。
 - d 合衆国政府は、合衆国原子力軍艦が外国の港において航行不能となった場合には、その軍艦をサルベージその他の方法により安全な状態とする責任を負う。
 - e 合衆国政府は、寄港に関連し、受入国政府に対し、原子力軍艦の設計及び運航に関する技術上の情報を提供しない。したがって、合衆国政府は、原子力軍艦の原子力推進装置又は運航方法に関する技術上の情報を入手する目的で原子力軍艦に乗船することを許可することはできない。
 - f 合衆国海軍は、通常、受入国政府の当局に対し、少なくとも24時間前に、その原子力軍艦の到着予定時刻及び碇泊又は投錨の予定位置につき通報する。
 - g 合衆国政府は、もちろん、受入国政府の代表者による原子力軍艦への慣行的儀礼訪問を歓迎する。
 - h 寄港している原子力軍艦に係る原子力事故から生ずる請求であって、アメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく協定（軍隊の地位に関する協定）の範囲外のもの、国際的な請求を一般に認められた法及び衡平の原則に基づいて解決することについての慣習的

な手続きに従い外交上の経路を通じて処理される。

(2) エード・メモワール（訳文）

昭和39年8月17日

過去幾月にわたり、大使館及び外務省の代表者の間で、合衆国の通常の原子力潜水艦の日本国への寄港に関する情報交換が行われてきた。原子力潜水艦は推進系統の相違を除き、現在日本国の港に寄港している合衆国海軍の他の艦船と何ら異なるものではなく、したがって、日米間の安全保障に関する諸取り決めに基づく寄港の権利と同一の権利を享有するものである。それゆえ、これらの潜水艦の寄港は、相互協力及び安全保障条約に基づく事前協議の対象とはならないが、合衆国政府は、日本国民の懸念を承知しているので、この権利を行使するに先だって、日本国政府とこの問題を討議することにした。事前協議にかかる事項については、合衆国政府は、1960年1月19日付けの日米共同コミュニケに述べられているとおり、日本国政府の意思に反して行動する意図を有しない。

合衆国は、原子力軍艦に関する情報の提供に関する法令上及び秘密保護上の制約の範囲内において、全面的に協力する見地から、可能なあらゆる努力を払い、かつ、通常の原子力潜水艦の安全性、補償及び関連事項に関する質問に対して次に述べられているとおりの回答を行った。

1. 安全性及び運航に関する諸点

原子力軍艦は、100回以上にわたり外国の港に寄港したが、いかなる種類の事故も生じたことはなく、また、これらの寄港は、すべて、当該軍艦の安全性についての合衆国の保証のみに基づいて、受入国により認められてきた。通常の原子力潜水艦の安全性を確保するために、それらの建造、維持、運航並びに乗務員の選抜及び訓練にあたっては、広範囲にわたる予防措置が執られている。通常の原子力潜水艦の原子炉は、原子爆弾のような爆発が起こらないように建造されている。これらの原子炉に内装されている安全装置は、緊急の際には必ず原子炉を停止するようになっている。通常の原子力潜水艦のすべての乗組員は、高度に専門化された訓練を受けており、かつ、高度の安全基準を厳格に守って作られた運航手続に厳密に従ってその任務を遂行している。海軍の原子力推進装置の安全運航の歴史は、これらの予防措置が成功であったことを示している。通常の原子力潜水艦の運航は、それに適用される厳重な安全基準によって、少なくとも陸上原子炉と同等に信頼することができる安全性を有するものとなっている。

合衆国原子力軍艦の運航の歴史を通じ、原子炉装置に損害を生じ、又は周辺の環境に何らかの放射能の危険をもたらした事故はなかった。

合衆国の通常の原子力潜水艦の外国の港への寄港については、合衆国の港に寄港する場合に適用される安全基準と同一の安全基準が適用される。この点に関し、日本国政府は通常の原子力潜水艦が寄港する日本国の港の周辺における安全性を考慮するにあたり、適切と認めるすべての情報を提供するものと了解する。

通常の原子力潜水艦は、合衆国公衆衛生局及び原子力委員会の両者により審査された合衆国海軍の放射線管理の手続及び基準に従い、その放射性排出物を安全な濃度及び分量に制限しなければならないこととなっている。通常の原子力潜水艦の液体排出物は、日本国の法律及び基準並びに国際基

準に完全に適合するものである。多数の通常の原子力潜水艦が常時出入りしている港において合衆国公衆衛生局係官が行った広範囲にわたる調査の結果、通常の原子力潜水艦は海洋生物を含めて周辺の一般的なバックグラウンド放射能に対し、何らの影響も与えていないことが判明している。通常の原子力潜水艦が寄港したいずれの港においても、放射能汚染は、発生したことがない。

使用済み汚染除去剤は、港内又は陸地の近くでは決して放出されることはなく、したがって、寄港に関連して危惧するにあたらぬものであり、また、既知の漁区の近傍ではいかなる所においても放出されることはない。固形廃棄物は、承認された手続に従い、通常の原子力潜水艦によって合衆国の沿岸の施設又は専用の施設船に運ばれたのち、包装され、かつ、合衆国内に埋められる。

1959年1月に艦船局原子力推進部が作成した合衆国原子力軍艦の放射性廃棄物処理に関する報告（写し1部は、日本国政府に提出済みである。）は、通常の原子力潜水艦の廃棄物処理及びこれに関する合衆国海軍の指令についての公式のかつ権威ある資料である。

合衆国海軍の司令は、前記の報告に述べられた諸原則によりつつも、同報告に掲げる合衆国標準局便覧第52号ではなくて、国際放射線防護委員会及び合衆国標準局便覧第69号による新たな一層厳格な勧告を反映したものに改訂されている。

通常の原子力潜水艦の燃料交換及び動力装置の修理を日本国又はその領海内において行うことは考えられていない。

放射能にさらされた物質は、通常、外国の港にある間は、通常の原子力潜水艦から搬出されることはない。例外的な事情の下で、放射能にさらされた物質が搬出される場合においても、それは、危険を生ずることのない方法で、かつ、合衆国の港においてとられる手続に従い行われる。

通常の原子力潜水艦は、横須賀及び佐世保に寄港することが予定されている。日本国政府がこれらの港におけるバックグラウンド放射能の検査を行いたい場合には、合衆国の当局は、喜んで協力する。

入出港は原子動力によって行われる。補助動力の使用では、運航上の安全を確保するために十分な操縦性を発揮することができない。原子炉は、通常、碇泊後間もなく停止され、また、通常出港の数時間前に始動される。

合衆国軍艦の無害通行権を害することなく、通常の原子力潜水艦は、慣行に従い、通常は港へ直接進入し又は港から直接出航する場合に限り日本国の領海を通過し、その際は、通常の航路及び航行補助施設を利用することが留意される。港への出入は、通常、日中に行われるが、例外的な運航上の必要により夜間に移動しなければならないことがあるかもしれない。通常の原子力潜水艦が港に出入する際に、通常の海上交通を止める必要はない。通常の原子力潜水艦の移動は、他の種類の潜水艦以上に、港の交通に影響を及ぼすものではなく、また、より大型の軍艦よりもその影響は少ない。

通常の原子力潜水艦の寄港目的は、(a) 乗務員の休養及びレクリエーション並びに (b) 兵站の補給及び維持にある。

The purpose of SSN visits is to provide (a) rest and recreation for crews and (b) logistic support and maintenance.

2. 責任及び補償に関する諸点

事故が発生した場合の補償については、地位協定の規定に従って措置するものとする。

地位協定第18条第5項(a)の規定に基づいて、1961年6月17日の日本国法律第147号は、同法が日本国の自衛隊の船舶に適用される限度において、通常の原子力潜水艦に係る原子力事故で放射能汚染による疫病を含め負傷又は死亡をもたらしたものについての請求の処理に対しても、ひとしく適用される。同様に、小規模海事損害に関する1960年8月22日付けの交換公文及び1961年9月5日付けの合同委員会合意も、また、通常の原子力潜水艦に適用される。

前記の地位協定が適用されない場合には、合衆国原子力軍艦に係る原子力事故から生ずる請求を解決するための合衆国の法律として合衆国公船法、合衆国海事請求解決権限法及び合衆国外国請求法がある。公船法及び海事請求解決権限法においては、海事法上の法的責任を示すことが要求される。この点に関して、公船法の下では、合衆国は、合衆国の軍艦の行為については、私船の所有者がその船舶の行為に対して責任を負う限度において、責任を負うことが留意される。合衆国は対人的訴訟で訴えられることができ、また、合衆国行政府は、その軍艦の行為に対する公船法に基づく訴訟を、前記の制限以外の金額上の制限なしに、解決し又は示談にすることができる。

海事請求解決権限法は、海軍長官に対し、100万ドルの額を限度として請求を承認し、かつ、これに対して支払う権限を与えており、100万ドルを超える請求については、1件ごとに歳出承認を求め、議会に報告されることとなっている。外国請求法の下では、解決は、外国請求委員会により、法的責任の立証を必要とすることなく行われ得るが、合衆国が当該損害を生ぜしめた旨の立証がなければならない。同法によれば1.5万ドル以下の額の請求については、3軍の長官が支払うことができる。高額な請求については必要な歳出承認を求め、議会に付託し得ることとなっている。

いかなる場合にも前記の地位協定が適用されないときは、合衆国政府は、寄港している通常の原子力潜水艦に係る原子力事故から生ずる請求を、外交上の経路を通じて処理する用意があることを保証する。

3. 原子力水上軍艦関係（外務省関係文書）

(1) 外務省情報文化局発表(11)K 39

昭和42年11月2日

米軍原子力水上軍艦の本邦寄港について

政府は11月2日、米国の原子力水上軍艦がわが国に寄港することは差し支えないと決定し、この旨を米国政府に通報した。これについて日・米両国政府の間で交換された口上書は別添のとおりである。

昭和40年11月、エンタープライズ等原子力水上軍艦が第7艦隊に配属になった際に、米側より非公式に将来原子力水上軍艦の本邦への寄港が必要となるかも知れない旨連絡があった。

その後去る9月7日、在京米大使館オズボーン臨時代理大使が東郷北米局長を訪れ、米国は原子力空母エンタープライズ等原子力水上軍艦を乗組員の休養及び艦艇の兵站補給及び維持を目的として、日本に寄港させたい旨申し入れるとともに、これら軍艦の日本寄港は安保条約に基づく事前協議の対象となるものではないが、通常の原子力潜水艦の場合と同様に、日本国民の関心を承知しているので、条約上の権利を行使する前に日本政府と本問題を協議したいと述べた。

政府は安全性確認のため米国政府に照会を行い、又原子力委員会の見解をも参考として、慎重に検討した結果、その安全性について確信を得るに至ったので、エンタープライズ等原子力水上軍艦の本邦寄港に同意することとしたものである。

これらの軍艦の本邦寄港は、原子力潜水艦の場合と同様に核兵器の持ち込みとは全く関係がなく、米国政府は安全保障条約の下における事前協議にかかる事項については、日本政府の意に反して行動することはないことを今回重ねて明確にした。

わが国は、安全保障の基調を日米安全保障条約体制におき、米国は安全保障条約により日本防衛の義務を負うとともに、わが国の安全並びに極東の平和及び安全の維持のためにわが国において施設・区域の使用を認められており、従って政府としては原子力水上軍艦についても、安全性につき確信を得たので、米国の他の一般の軍艦と同様に、その寄港を認めることは当然であると認め、今回の決定を行ったものである。

なお、今回の政府決定に先立ち、米国政府はわが国からの種々の照会に対する回答をエード・メモワールにとりまとめ、あらかじめ日本政府に通報している。

(2) 口上書要旨

昭和42年11月2日

外務省は、米国の原子力水上軍艦の日本への寄港に関する昭和42年10月25日付けの米国大使館の口上書を受領したことを確認する。

さらに外務省は、原子力水上軍艦の日本の港及び領海への寄港が米国大使館の前記の口上書で言及されている米国政府声明に述べられているところから従って行われることに留意し、かつ、この寄港が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づくものであることを考慮して、この寄港に異議のない旨をここに確認する。

4. 原子力水上軍艦関係（米国政府から受領した文書）

(1) 口上書要旨

昭和42年10月25日

米国大使館は、米国の原子力水上軍艦の日本への寄港申し入れに関し、1964年8月24日付けの外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する米国政府の声明に言及する。

さらに、大使館は、外務省に対し、原子力水上軍艦は日本の港及び領海への寄港の場合には前記の声明に述べられているところに従って運航されることを保証する。

(2) エード・メモワール（訳文）

昭和42年10月20日

合衆国原子力水上軍艦の日本国への寄港に関して、大使館及び外務省の代表者の間で最近討議が行われてきた。これらの軍艦は合衆国海軍のその他の水上軍艦とは推進系統が異なるのみであり、かつ、これらの軍艦の寄港は相互協力及び安全保障条約に基づく事前協議の対象となるものではないが、合衆国政府は通常の原子力潜水艦の寄港の場合と同様に、日本国民の懸念を承知しているため、条約上の権利を行使するに先だて、日本政府とこの問題を討議することとした。事前協議にかかる事項については、合衆国政府は、1960年1月19日付けの日米共同コミュニケに述べられているとおり、日本国政府の意思に反して行動する意図を有しない。

大使館の代表者は、外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明が、日本国の港及び領海における運航中の通常の原子力潜水艦のみならず原子力水上軍艦にも適用されるものであることを指摘した。

大使館の代表者は、通常の原子力潜水艦の寄港に関する1964年8月17日付けのエード・メモワールという原子炉の安全性及び運航に関する諸点並びに責任及び補償に関する諸点（放射性廃棄物処理に関する事項を含む。）は、合衆国の原子力水上軍艦にも等しく適用される旨言明した。合衆国原子力軍艦の日本国の港への寄港について、これらの軍艦が合衆国の港に寄港する場合に適用される安全基準と同一の安全基準が適用されることに関連し、大使館の代表者は最大想定事故を仮定した場合の安全解析によれば、原子力軍艦がその碇泊地点の周辺の住民に対し不当な放射線その他の原子核による危険をもたらすものではない旨言明した。また、大使館の代表者は原子力水上軍艦のための港湾交通上の考慮は同種形状の通常の推進力の軍艦のための考慮と同様であることを言明した。

(3) 合衆国原子力軍艦の安全性に関するファクト・シート

平成18年4月17日

1. 合衆国原子力軍艦の安全性に関する合衆国政府のコミットメント

原子力により推進される合衆国の軍艦（以下「原子力軍艦」）は、50年以上にわたり、一度たりとも、原子炉事故や、人の健康を害し、又は、海洋生物に悪影響を及ぼすような放射能の放出を経験することなく、安全に運航してきた。海軍の原子炉は、1億3,400万海里以上にわたり原子力による安全航行を行うという傑出した記録を有するとともに、延べ原子炉稼働年数にして5,700年以上にわた

り安全に運航してきた。

合衆国は、現時点で原子力軍艦を83隻保有しており、その内訳は潜水艦72隻、空母10隻及び調査船1隻である。これらの原子力軍艦は、合衆国海軍の主要な戦闘艦の約40%を構成し、合衆国国内の約70カ所及び日本国内の3カ所を含め、50カ国以上における150カ所以上の港に寄港している。

日本国の港に寄港する原子力軍艦の安全性については、合衆国政府は、1964年のエード・メモワール、同年の外国の港における原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明、1967年のエード・メモワール、及び1968年の会談覚書におけるものを含め、確固たるコミットメントをこれまで行ってきた。1964年以降、合衆国原子力軍艦は1,200回以上日本国の港（横須賀、佐世保及びホワイトビーチ）に寄港している。これらの港において日米両政府が各々実施してきたモニタリングの結果は、合衆国原子力軍艦の運航が周辺の環境中の一般的なバックグラウンド放射能の増加をまったく引き起こしていないことを示している。

合衆国政府は、これらのコミットメントのありとあらゆる面が引き続き堅持されることを表明する。特に、合衆国政府は、合衆国の港における活動に関連してとられる安全性に係るすべての予防措置及び手続が日本国の港を含む外国の港においても厳格に実施されることを確認する。また、合衆国政府は、そのコミットメントは、合衆国原子力軍艦の安全性を確保し、また、更新され、強化され続けてきている具体的な措置によって裏付けられていることをここに記す。

2. 海軍の原子炉の設計

すべての合衆国原子力軍艦は、加圧水型原子炉（PWR）を使用している。加圧水型原子炉は、安全性について確立された実績を有するとともに、その稼働上の特性及びリスクは理解されており、世界の約60%の商業用原子力発電所において用いられている基本的な設計である。

海軍の原子炉が支える任務は、商業炉の任務と異なる。すべての原子力軍艦は、戦時の攻撃に耐え、乗組員を危険から防護しながら戦闘を継続できるように設計されている。これらの軍艦は、高度のダメージ・コントロール能力、重層性、及び主要なシステムの予備のシステムを有している。さらに、軍艦としての任務を支えるため、海軍の原子炉は、推進のニーズに応じた出力レベルの迅速な切り替えを可能にし、推進の継続性を確保し、また、長い稼働年数を保持できるよう（現在の海軍の原子炉の炉心は、空母については就役期間中の燃料交換が1回で済むよう、また、潜水艦については燃料交換を一度も行わなくて済むように設計されている。）、設計され、稼働されている。これらが、原子力軍艦の原子炉と商業炉の任務の大きな違いである。また、原子炉のオペレーター及び乗組員が原子炉の至近で生活しなくてはならないため、原子炉には重層的なシステムと万全の遮蔽が存在することが必要であり、また、信頼性があり安全であることが求められる。これらの理由から、海軍の原子炉の設計は商業炉の設計とは異なっており、その結果、海軍の艦船は、厳しい戦闘状況下において安全に運航するため、また、平時の運用においてはより一層安全に運航するため、一段と高い能力を有することになる。

原子炉に関係する何らかの問題が生じるという極めて想定し難い事態においても、少なくとも四重の防護壁が放射能を艦船の中にとどめる役割を果たす。これらの四重の防護壁とは、燃料自体、燃料を収納する原子炉圧力容器を含む全体が完全に溶接された一次系、原子炉格納容器、及び船体である。商業

炉にも同様の防護壁が存在するが、任務に根本的な相違があるため、原子力軍艦の防護壁は、民生用の原子炉のものとは比べ、はるかに頑丈で耐性が強く、また、はるかに慎重に設計されている。

合衆国海軍の原子炉の燃料は、固体金属である。燃料は、戦闘の衝撃に耐えられるように設計されており、燃料中で生成される核分裂生成物を放出することなく、重力の50倍以上の戦闘衝撃負荷に耐えることができる。これは、合衆国の商業用原子力発電所の設計に際して用いられる地震衝撃負荷の10倍以上である。燃料は極めて頑丈に設計されているので、燃料中の核分裂生成物は、一次冷却水の中には決して放出されない。このことは、商業炉との顕著な相違点の一つである。商業炉では、少量の核分裂生成物が燃料から一次冷却水中に放出されるのが通常である。

全体が完全に溶接された一次系は、放射能の放出を防ぐ第二の堅固な金属の防護壁としての役割を果たす。一次系は、炉心を収納する極めて頑丈で厚い金属構造である原子炉圧力容器と一次冷却水の循環パイプによって構成される。これらは、極めて厳しい基準に従って堅くかつしっかりと溶接されており、加圧された高熱の水を一次系の中に閉じこめる単一の構造体を構成している。一次冷却水を循環させるポンプは、密閉された水没型のモーター・ポンプである。これは、ポンプが、全体が完全に溶接された一次系の金属の防護壁の内側に完全に収まっていることを意味する。このポンプは、外側から電磁力によって操作されており、ポンプに動力を供給するために一次系の外壁に穴を開ける必要はない。いかなる回転体及びそれに付属する漏水防止部品も、金属の防護壁を貫通していない。一次系からはいかなる計測可能な漏水も発生しないことが確保されるように設計されているが、そもそも一次冷却水中には、極めて微量の放射能しか存在しないことは留意されるべきである。先述のとおり、いかなる核分裂生成物も燃料から一次冷却水中には放出されない。一次冷却水中に存在する放射能の主な線源は、原子炉冷却水により運搬され、原子炉の燃料部分を通過する際に中性子によって放射化される極めて微量の腐食物である。このような放射化された腐食物からの放射能の濃度（グラム当たりのベクレルの値）は、一般的な園芸用肥料から検出される自然放射能の濃度とほぼ同じである。合衆国海軍は、いかなる予期せぬ事態が発生しても、これが検知され、迅速な対応がなされることを確保すべく、原子炉冷却水中の放射能のレベルを毎日モニターしている。

第三の防護壁は、原子炉格納容器である。これは、特別に設計され建造された高強度の構造物であり、その内部に全体が完全に溶接された一次系及び原子炉が位置する。仮に一次系において液体又は圧力が漏れるようなことがあったとしても、格納容器は、それらが容器の外に放出されることを阻止する。

第四の防護壁は、船体である。船体は、戦闘における大きな被害にも耐えることができるよう設計されている極めて頑丈な構造となっている。原子炉格納容器は、艦船の中心部の最も強固に防護された部分に位置している。

合衆国海軍原子力推進機関プログラムは、二省庁にまたがった組織であり、エネルギー長官及び海軍長官に直接のアクセスを有する。同プログラムは、合衆国海軍の原子力推進機関に関するすべての面を所掌しており、これには、海軍の原子力推進装置の研究、設計、建造、試験、稼働、メンテナンス及び最終的な廃棄処分が含まれる。同プログラムの承認なくしては、これらの活動は一切行い得ない。

さらに、合衆国原子力規制委員会及び原子炉安全諮問委員会は、海軍の原子炉装置の個々の設計について、独立して審査を行う。これらの委員会は、多くの分野において、軍事的な所要のため、商業炉に

求められる基準よりも厳しい基準を満たす性能及び実行が実現されていると結論付けている。厳しい審査の結果、合衆国原子力規制委員会及び原子炉安全諮問委員会は、合衆国原子力軍艦は公衆の健康と安全に不当な危険を及ぼすことなく運航可能であると結論付けている。

3. 海軍の原子炉の稼働

海軍の原子炉と商業炉は異なった目的のために使われるため、海軍の原子炉の稼働も、商業炉の稼働とは異なる。第一に、海軍の原子炉は、典型的な商業炉よりも小さく、出力レベルも低い。最大級の海軍の原子炉の出力は、合衆国の大規模な商業炉の出力の5分の1にも満たない。また、海軍の原子炉は、通常、最大出力では稼働しない。就役期間を通じた原子力空母の原子炉の平均的な出力レベルは、最大出力の15%以下である。これに対して、商業炉は、通常、最大出力に近いレベルで稼働している。

第二に、海軍の原子炉の出力レベルは、一義的には推進に係るニーズによって定められるものであり、艦船のその他の業務に係るニーズによっては定められない。その他の業務に係るニーズも、原子炉によって動力が供給されているが、推進に必要な出力のわずか一部分を必要とするにとどまる。したがって、港湾内では推進のために極めて低いレベルの出力しか必要でない以上、通常、原子炉は、停泊後速やかに停止され、出航の直前になって初めて再稼働される。港湾内では業務に必要となる電力は、陸上から供給される。陸上から十分な電力を得ることができる日本国の港に停泊する原子力軍艦については、これまで、また、今後とも、これが当てはまる。

これら二つの事実だけからでも、港に停泊中の合衆国原子力軍艦の原子炉から放出され得る放射能の量は、典型的な商業炉の場合の約1%に満たないということとなる。原子炉の稼働中に生成され、人体への悪影響が懸念される核分裂生成物の大部分は、原子炉が停止された後に速やかに崩壊し消滅していく。

4. 原子力軍艦関連の合衆国職員が受ける放射線量

放射能の放出を阻止する四重の防護壁及び万全の遮蔽により、合衆国海軍の原子炉は非常に効果的に遮断され、放射能は厳しく管理されているため、典型的な原子力軍艦の乗組員は、同じ期間中合衆国国内にいる人がバックグラウンド放射線から浴びる放射線量よりも、著しく少ない量しか浴びない。これは、艦船に設けられた万全の遮蔽とともに、原子力軍艦の展開中は、地表自体、特にラドン、から発生する放射線が存在しないことによるものである。

海軍原子力推進機関プログラムにおいて調査されてきた一人当たりの平均被曝量は、過去24年間減少傾向にある。艦隊の要員の場合、1980年以降過去25年の年間の平均年間被曝量は約0.044レム（0.44ミリシーベルト）であるが、2004年の一人当たりの平均被曝量は0.038レム（0.38ミリシーベルト）である。

1980年以降の平均年間被曝量であるこの0.044レム（0.44ミリシーベルト）という数値を種々の数値と比較すると以下のとおりである。

- ・放射線業務従事者に関する合衆国の連邦線量限度である5レム（50ミリシーベルト）の1%にも満たない

- ・商業用原子力発電所従業員の平均年間被曝量である0.109レム（1.09ミリシーベルト）の約3分の1
- ・合衆国の商業用旅客機の乗務員が宇宙放射線から受ける平均年間被曝量である0.17レム（1.7ミリシーベルト）の約4分の1
- ・合衆国居住者が自然のバックグラウンド放射線から受ける平均年間被曝量である約0.3レム（3.3ミリシーベルト）の15%にも満たない
- ・コロラド州デンバーにおける自然のバックグラウンド放射線による年間被曝量と、ワシントンDCにおける自然のバックグラウンド放射線による年間被曝量の差である0.07レム（0.7ミリシーベルト）よりも低い

5. 廃棄物の処理とメンテナンス

商業炉の場合と同様に、海軍の原子炉の稼働には、低レベル放射能を含む液体の発生が伴う。商業炉の場合、低レベル放射能を含む液体は、環境又は公衆の健康に意味のある影響がないことを確保するために設定された限界値の範囲内において、発電所の活動の一環として日常的に排出されている。合衆国原子力軍艦の原子炉に関しては、放出される放射能の量を最小のものとするために、日常的な排出を厳しく管理する多大な努力が行われてきている。

合衆国海軍は、原子力軍艦の液体廃棄物の排出を、日本国の基準、及び、国際放射線防護委員会から出されている基準を含む確立された国際基準に完全に適合するよう厳格に管理している。とりわけ、合衆国の政策は、日本国の港も含め、沖合12海里以内においては、一次冷却水を含む液体放射性物質を排出することを禁じている。合衆国及び日本国が40年間にわたり行ってきた環境モニタリングは、合衆国原子力軍艦の運航が人体、海洋生物又は環境の質に悪影響を及ぼしてきていないことを確認している。固形廃棄物は、適切に包装された上で、合衆国の沿岸の施設又は専用の施設船に移送され、承認された手続に従って合衆国国内で処理される。合衆国原子力軍艦は、過去30年以上の間、使用済汚染除去剤（浄化のためのイオン交換樹脂）を海中に排出していない。

1964年のエード・メモワールで表明された燃料交換及び修理に関する合衆国のコミットメントは、引き続き完全に堅持される。燃料交換及び原子炉の修理は、外国では行われない。燃料交換は、適切な特別の装置を用いて、かつ、合衆国海軍原子力推進機関プログラムが認めた施設（合衆国国内にのみ所在する。）においてのみ行い得る。

6. 環境への影響

頑丈かつ重層的な設計、比較的低出力の稼働の履歴（特に入港中（通常原子炉が停止される））、及び放射性廃棄物の極めて厳重な管理は、すべて、原子炉事故、又は、人の健康、海洋生物若しくは環境の質に悪影響を及ぼすような放射能の放出が、合衆国海軍原子力推進機関プログラムのこれまでの歴史を通じて一件も発生していないという事実に寄与している。

1971年以降、合衆国海軍のすべての原子力軍艦及びその補助施設から沖合12海里以内で一年間

に放出されたガンマ放射線を出す長寿命の放射能の総量は、いずれの年についても、0.002 キュリー（0.074 ギガベクレル）以下である。この数値には、合衆国の原子力軍艦が入港した合衆国及び外国双方のすべての港湾における値が含まれる。このデータが持つ意味を計る尺度として、この放射能の量は、原子力潜水艦1隻が占める体積に相当する港湾中の海水の中で自然に発生する放射能の量よりも少なく、また、原子力空母1隻の排水量に相当する港湾中の海水の中で自然に発生する放射能の量の10分の1よりも少ない。これは、合衆国原子力軍艦が、同程度の体積の海水の中に自然に存在する放射能の量よりも、はるかに少ない放射能しか放出しないことを意味する。さらに、過去34年のうちのいずれかの一年間に、いずれかの港に放出されたすべての放射能にさらされたとしても、合衆国原子力規制委員会が定めた放射線業務従事者の年間許容線量限度を超過することはない。典型的な合衆国の商業用原子力発電所一つが、原子炉の運転許可上許容されている限界値の十分な範囲内で排出を行う場合は、すべての合衆国原子力軍艦及びその補助施設から沖合12海里以内において一年間に放出されるガンマ放射線を出す長寿命の放射能の合計量の100倍以上の放射能を年間で排出することとなる。

さらに、沖合12海里以遠の外洋においても海軍の方針がいかに厳重に適用されているかを示す尺度としては、1973年以来、いずれの年をとっても、すべての合衆国原子力軍艦が一年間に放出したガンマ放射線を出す長寿命の放射能を合計した量は0.4 キュリー（14.8 ギガベクレル）以下である。この合計値は、典型的な合衆国の商業用原子力発電所一つが一年間に放出することが合衆国原子力規制委員会より認められている放射能の量よりも少ない。外洋において放出されたこのように低いレベルの放射能は、人の健康、海洋生物又は環境の質に何らの悪影響も与えてきていない。

いかなる国内基準も、いかなる国際基準も、原子力施設から放出される放射能のレベルをこれほど低いものにすべきとは要求していない。この政策を実施するために合衆国海軍が行ってきた厳しい取組により、合衆国原子力軍艦の運航及び修理が周辺の環境の一般的なバックグラウンド放射能のいかなる増加ももたらさないことが確保されてきている。

7. 環境モニタリング

放射能を管理するために合衆国海軍がとっている諸措置が環境保護のため適切であることを追加的に保証するために、海軍はその原子力軍艦が頻繁に入港する港湾において環境モニタリングを実施している。合衆国国内では、艦船が活動拠点とし又は修理を受けている港湾において、海底堆積物、水質及び海洋生物の試料が四半期毎に採取されている。このモニタリングの結果は、毎年報告され、日本国政府にも提供されている。同様に、日本国でも、合衆国海軍は、佐世保港、横須賀港、及び沖縄の中城湾から、海底堆積物、水質及び海洋生物の試料を四半期毎に採取している。

このモニタリングの結果は、合衆国原子力軍艦の運航の結果として港湾の周辺の環境における放射能が自然のバックグラウンド放射能のレベル以上には増加したことはなく、また、原子力軍艦の運航が人の健康、海洋生物及び環境の質に認識可能な悪影響を及ぼしていないことを示している。日本の港湾から採取された環境試料についての結果は、日本国政府への報告書において毎年提供されている。

合衆国政府は、日本政府が1964年以来日本国の港湾から同様の環境試料を独自に採取してきており、環境、人の健康又は海洋生物への影響は確認できないという同様の結果に至っていると承知してい

る。

8. 緊急対応／深層防護

合衆国原子力軍艦に備わっている四重の防護壁により、炉心から出る放射能が周辺環境に放出されるというような可能性は極めて低い。しかし、追加的な保証として、合衆国原子力軍艦には、問題の発生及び拡大を防ぐための多重的な安全システムが設けられている。

全体が完全に溶接された一次系は漏れを皆無とする設計基準で設計されているため、原子力軍艦の原子炉のオペレーターは、極めて微量の一次冷却水の漏れをも直ちに探知し、更なる問題につながる前に迅速に是正措置をとることができる。

さらに、合衆国原子力軍艦は、極めて速やかに原子炉を停止させるフェイルセーフの原子炉停止システムを有するとともに、他にも多重的な原子炉の安全システム及び設計上の特色を有している。これらは各々が予備のシステムを備えている。一例として、崩壊熱除去システムがあるが、これは、電力に依存することなく、原子炉の物理的構造と水自身の特性（比重差によって生じる自然対流）のみによって、炉心を冷却するものである。また、海軍の原子炉は、無限の海水を即時に使用し得るため、もし究極的に必要となれば、緊急の冷却及び遮蔽のために海水を艦内に取り入れ、艦内にとどめておくことが可能である。合衆国原子力軍艦のすべての原子炉は、頑丈な格納容器の中に設置されており、また、原子炉を冷却するために水を加える多数の方法を有している。これらの多重的な安全システムにより、多数の故障が発生するという極めて可能性の低い事態でも、海軍の原子炉はオーバーヒートせず、炉心で発生する熱により燃料が破損されないことが確保されている。したがって、炉心から一次冷却水中に核分裂生成物が放出されるためには、これらの安全システム及び予備のシステムがすべて機能しないという、実際にはあり得ないような事故の諸条件がそろふ必要がある。

原子力軍艦の乗組員は、十分に訓練を受けており、船上のいかなる緊急事態にも即時に対応できる十分な能力を有する。海軍の作業手順及び緊急事態の手続は、明確に規定され、厳格に実施されている。個々の乗組員は、非常事態に対処する訓練を受けるとともに、高度の説明責任を要求されている。また、乗組員が原子炉のかくも至近で生活していること自体が、原子炉の状態の極めて些細な変化についても最も適切かつ早期にモニタリングを実施することを可能にしている。原子炉のオペレーターは、原子炉の音、匂い、感触等に極めて敏感になっている。

日本国に寄港中の合衆国原子力軍艦の原子炉に関係する問題が発生したという極めて想定し難い事態が生じた場合、合衆国海軍は、必要となる対応措置を開始し、必要であれば合衆国が有する他の緊急事態対応のための要員・機材等も導入することが可能である。合衆国政府は、このような対応を行っている間、日本国政府に対し継続して情報提供を行うが、合衆国政府は、当該原子力軍艦へ対応するに当たって、日本国政府からの支援を必要としないだろう。

原子炉の頑丈な構造、多重的な安全システム及び十分に訓練を受け高い能力を有する乗組員により、合衆国原子力軍艦の安全性は極めて高い。艦船の運航又は乗組員に影響を及ぼすような事故が発生するためには、数多くの現実に起こりえないような装置の故障及びオペレーターの過ちが艦船において同時に発生する必要がある。このような事故が起こるシナリオは極めて非現実的であるにもかかわらず、

合衆国原子力軍艦及びその補助施設は、極めて想定し難い原子炉事故のシナリオについて意味のある訓練を行うべく、そのような状況のシミュレーションを行うよう求められている。

このような深層防護アプローチにより、仮に合衆国原子力軍艦の原子炉に関係する問題が生じるといふ極めて想定し難い事態でも、燃料からの放射能は、すべて艦内にとどまると想定される。

9. 極めて想定し難い事故のシナリオにおける放射能放出の可能性

これらすべての議論から導き出される結論は、原子炉の炉心自体から漏出した放射能が艦船から周辺の環境に放出されてしまうような事故の可能性は極めて低いということである。しかし、合衆国海軍は、そのような事故のシナリオは真剣な検討に値しないとして無視するようなことは絶対にしていない。合衆国海軍は、極めて想定し難い事故が発生したというシナリオにおいて、何が艦船からの放射能放出をもたらす得るのか、その場合、環境にいかなる影響が及び得るのか、そして、そのような状況においていかなる緊急事態対応計画が必要となるかについて、徹底的な研究を行ってきた。

核分裂生成物が周辺の環境に放出されるためには、核分裂生成物が、燃料、全体が完全に溶接された一次系、原子炉格納容器及び船体という四重の防御壁のすべてを通過する必要がある。また、すべての原子炉安全システム及びそれらの予備のシステムが機能不全に陥ることが必要となる。さらに、十分に訓練され高い能力を有する乗組員が事態に対応できず、事態を制御できないということが必要となる。仮に、極めて想定し難い事故のシナリオにおいて、これらすべての異常事態が同時に発生するということが実際に起これば、核分裂生成物が合衆国原子力軍艦から周辺の環境に放出される可能性が生じる。換言すれば、このような事故は、過失及び機能不全が多重的かつ同時に発生するという極めて非現実的な状況下でしかあり得ない。それでもなお、合衆国海軍は、こうした極めて想定し難い事故のシミュレーションのシナリオにつき、実際に準備を行い、対応措置を試している。

1967年のエード・メモワールにおいて合衆国政府が表明したように、放射能の放出をもたらす最大想定事故を仮定した場合の詳細かつ慎重な安全性についての分析によっても、原子力軍艦がその停泊地点の周辺の住民に対して、不当な放射線その他の原子核による危険をもたらすものではない。このような極めて想定し難い状況においてでさえも、艦船から想定される量の放射能が放出された場合のあり得る最大の影響はあくまで局地的であり、かつ、深刻ではないものにとどまる。すなわち、その影響が極めて小さいため、屋内退避等の防護措置が少なくとも検討される範囲は極めて限定的なものとなり、軍艦の至近、及び在日米海軍基地内に十分とどまることとなる。このような説明は、公衆の防護措置のために合衆国連邦政府が定めた敷居値に基づいたものであり、同様の緊急事態に対して国際原子力機関（IAEA）が定めた既存のガイドラインと同等かより厳しいものである。

このように極めて想定し難い事故の影響が局地的かつ深刻でないものにとどまることには多くの要因が寄与している。第一に、燃料内の核分裂生成物は、大気に直接かつ直ちにさらされるわけではない。核分裂生成物は、まず四重の防護壁を通過する必要がある。核分裂生成物が四重の防護壁すべてを通過するという極めて想定し難い状況が発生したとしても、放出される可能性がある放射能の量は、一つ一つの防護壁を通過するごとに著しく減少する。このことは、事故において最終的に艦船から放出され得る放射能の量は、一次冷却水中に放出されたであろう放射エネルギーのうちの極めてわずかな一部に限られる

ことを意味する。

第二に、艦船から放射能が放出され得る過程は、爆発のような短時間に起こる出来事ではない。放射能が四重の防護壁を通過するには、長い時間を要する。非常に頑丈な原子炉格納容器及び船体が放射能の移動を抑えるため、放射能が爆発のような力によって短時間に放出されることはない。

第三に、放射能が四重の防護壁を通過するには長い時間を要するため、放射能が船外に到達する前に、乗組員が問題に対応し、発生し得る影響を最小限にするために十分な時間がある。また、原子炉の稼働中に生成され、人の健康への影響が懸念される核分裂生成物の大部分は、原子炉の停止後間もなく、かつ四重の防護壁を通過する前に、崩壊し消滅していく。

上述のプロセスは、原子爆弾の爆発とは完全に異なっている。陸上の商業炉や海軍の原子力推進原子炉において、この種の核爆発が起こることは物理的に不可能である。

10. 緊急事態対応計画

上述のとおり、日本国における米海軍基地の外の地域では、艦船から放射能が漏出するという極めて想定し難い事態が発生したとしても、いかなる防護措置も取る必要はない。したがって、合衆国政府としては、合衆国原子力軍艦についての極めて想定し難い事態に対処するためには、地震、化学物質輸送時の事故等の自然災害及び産業災害に対処するための日本国の既存の緊急事態対応計画で十分であると考える。留意すべき重要な点は、合衆国国内の原子力軍艦の母港や原子力軍艦が置かれているいかなる港においても、屋内退避、避難、又はヨウ化カリウムの配布といった公衆の防護措置のための原子力軍艦に特定した計画は、公衆の安全のために必要とされないため、存在しないということである。

合衆国原子力軍艦が移動可能であるという事実は、陸上の原子力関連施設にはない安全面での特色である。艦船から放射能が漏洩するという極めて想定し難い事態においても米海軍施設外の地域では公衆の防護措置が不要であることにかんがみれば、艦船を港から移動させなければならなくなるような事態は想定し難い。それでもなお、もし適切であると判断されれば、艦船自体の推進力、又は、必要に応じてタグボートの補助を得て、艦船を移動させることができる。問題が生じた原子力軍艦を移動するためのいかなる措置も、日本国政府との協議を経た上でとられることになる。

11. 補償

合衆国原子力軍艦の原子炉に係る原子力事故から生じる訴訟行為に関し、地位協定が適用されない場合は、公船法及び海事請求法が適用され、合衆国の主権免除は放棄される。合衆国法典第42編第2211条に基づき行政上の請求及び決定に対し補償を行う権限は、無過失責任原則を用いた行政的救済を可能とすることにより、上記の2つの法律を補足する。合衆国原子力軍艦の原子炉に係る事故の場合に支払われる補償額には法定上の限度はない。

(4) 米原子力空母「ジョージ・ワシントン」等の安全性に関するアメリカ合衆国政府からの説明(訳文)

(外務省ホームページより)

平成23年4月18日

空母「ジョージ・ワシントン」は、早ければ2011年4月18日の週に横須賀に戻ることが予定されている。空母「ジョージ・ワシントン」は、日本を防衛し、地域の平和と安定を維持することについての合衆国政府のコミットメントを完全に満たすべく、横須賀において、通常のメンテナンス作業を完了させることとなる。

今年予定されている空母「ジョージ・ワシントン」の通常のメンテナンス作業ははまだ完了していないが、推進装置を含む同空母の安全性は完全に確保されている。

合衆国の原子力軍艦は、50年以上にわたり、一度たりとも原子炉事故や人の健康を害し、又は、海洋生物や環境に悪影響を及ぼすような放射能の放出を経験することなく、安全に運航してきた。合衆国海軍の原子炉は、1億4500万海里以上にわたり原子力による安全航行を行うという傑出した記録を有するとともに、延べ原子炉稼働年数にして6300年以上にわたり安全に稼働してきた。

商業用原子炉の設計と原子力軍艦のために設計された海軍の原子炉の間には、その任務の違いから、大きな違いがある。すべての原子力軍艦は、戦時の攻撃に耐え、乗組員を危険から防護しながら戦闘を継続できるように設計されている。これらの軍艦は、戦闘状況を想定して設計されている一方で、地震や津波といった自然災害の際にも高い能力を提供する高度のダメージ・コントロール能力及び重層的な安全システムを有している。

特に福島第一原子力発電所の原子炉に関して言えば、電源を喪失した結果として、炉心の冷却が適切に行えなくなったものと報じられている。合衆国海軍の原子炉は、福島第一原子力発電所の原子炉と異なり、電力に依存することなく、原子炉の物理的構造と水自身の特性(比重差によって生じる自然対流)のみによって、炉心を冷却できる崩壊熱除去能力を有している。これは、多数の故障が発生するという可能性の低い事態においても、海軍の原子炉はオーバーヒートせず、炉心で発生する熱により燃料が破損されないことを確保するという、多数の原子力軍艦安全システムの一例である。

少なくとも四重の防護壁が放射能を原子力軍艦の中にとどめる役割を果たす。商業炉にも同様の防護壁が存在するが、原子力軍艦の防護壁は、はるかに頑丈で耐性が強く、また、はるかに慎重に設計されている。商業用原子炉で使用されるセラミック製の核燃料と異なり、合衆国海軍の原子炉の燃料は、固体金属である。戦闘の衝撃に耐えられるように設計されており、燃料中で生成される核分裂生成物を放出することなく、重力の50倍以上の戦闘衝撃負荷に耐えることができる。これは、合衆国の商業用原子力発電所の設計に際して用いられる地震衝撃負荷の10倍以上である。

原子力軍艦は、自然災害に耐え、安全な運航を継続する高い能力を有しているにもかかわらず、自然災害による原子力軍艦への衝撃を軽減する他の要因も存在する。停泊している原子力軍艦が水に浮いているということは、地震の間に感じられる地面の震動に対して緩衝材の役割を果たす。地震が停泊中の原子力軍艦に及ぼす力は、3月11日の地震のような地震であったとしても、深刻なものではない。さらに、横須賀に停泊中の原子力軍艦は、東京湾の地形によって、直接的な津波の力からの追加的な保護を受けている。空母「ジョージ・ワシントン」が横須賀に停泊中に発生した3月11日の地震及び津波

によって、その停泊が影響を受けることはなかった。さらに、海上の原子力軍艦は、津波による影響を受けなかった。

商業原子力発電所は、発電のために、長期にわたり高い出力で稼働することが想定されている。海軍の原子炉は軍艦用に設計されているため、商業炉に比べ小さく、出力も格段に低い。最大級の海軍の原子炉の出力レベルは、合衆国の大規模な商業原子力発電所の出力レベルの5分の1にも満たない。さらに、海軍の原子炉は、通常、最大出力のわずかな割合で稼働することが多い。さらに、海軍の原子炉の出力レベルは、一義的には推進に係るニーズによって定められるものであり、艦船のその他の業務に係るニーズによって定められるものではないので、通常、原子炉は、停泊後速やかに停止し、出港の直前になって初めて再稼働される。その結果、港に停泊中の合衆国原子力軍艦の炉心から放出され得る放射線の量は、典型的な商業炉の場合の約1%に満たないものとなり、原子炉停止時に冷却する必要のある核分裂生成物の崩壊による海軍の炉心における熱の蓄積も格段に小さいものとなる。

合衆国原子力軍艦は、厳しい戦闘状況下において安全に運航するため、また、平時の運用においてはより一層安全に運航するため、一段と高い能力を有しているにもかかわらず、合衆国原子力軍艦が移動可能であるという事実は、陸上の原子力関連施設にはない安全面での特色である。原子力軍艦は、艦船自体の推進力又はタグボートの補助を得て、陸から遠ざかることが可能である。

5. 原子力潜水艦関係（原子力委員会の見解）

(1)（発 表 文）

合衆国原子力潜水艦の寄港問題について

昭和38年2月20日

原子力委員会

今回の合衆国原子力潜水艦の寄港問題については、当委員会としても重大な関心をもって検討してきたところである。

原子力基本法第2条の原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り……これを行うものとし、という規定は、わが国の原子力の研究、開発及び利用を行うに当たっての基本原則を定めたものであり、したがって、外国政府が原子力を潜水艦の動力に利用する問題と関係ないことは勿論、外国の原子力潜水艦の寄港の問題にまで適用があるとは解しない。

しかしながら、当委員会は、外国原子力潜水艦の寄港については、安全性の面を重視すべきであると考ええる。すなわち、外国原子力潜水艦の寄港を認めようとする場合においては、軍艦としての国際法上の地位を勘案しつつ、その安全性について保証をとりつけ、かつ、わが方において安全性の諸対策、例えば、原子力潜水艦による放射性物質の廃棄、核燃料の交換等の制限、入港前及び停泊中における周辺放射能の測定等の措置を講ずるとともに万一の場合における十分なる補償を確保する方途を講ずる必要があると考える。

(2)（決 定 文）

合衆国原子力潜水艦の寄港問題について

昭和39年8月26日

当委員会は、昨年2月20日合衆国原子力潜水艦の寄港問題について見解を発表し、以来その見解の考え方に従って最近に至るまで安全性の問題について検討を続けてきた。

今回、政府が合衆国政府から右記（上記）の件についての口上書および声明を受け取ったので、当委員会は、合衆国の原子力潜水艦の寄港に関する安全性の問題および万一の場合における補償の問題について、左記（下記）のとおり政府に対し当委員会の見解を申し述べることにすること。

記

1. 安全性の問題に関し、合衆国政府は、その声明の中で次の諸点を明らかにしている。
 - (1) 合衆国政府は、同国原子力潜水艦の原子力推進装置について、原子炉の設計上の安全性に関する諸点、乗組員の訓練および操作手続が、同国原子力委員会および原子炉安全審査諮問委員会によって審査されるものであることを保証すること。
 - (2) 合衆国政府は、同国の港における原子力潜水艦の運航に関連してとられる安全上のすべての予防措置および手続が、わが国の港においても厳重に遵守されることを保証すること。
 - (3) わが国の港において、周辺の一般的なバックグラウンド放射能に測定しうる程度の増加をもたらすこととなるような放出水その他の廃棄物は、原子力潜水艦から排出されることはなく、廃棄物の処理基準は、国際放射線防護委員会の勧告に適合していること。

- (4) 寄港期間中原子力潜水艦の乗組員は、同潜水艦上の放射線管理および同潜水艦に接した近傍における環境放射能のモニタリングについて責任を負うこと。また、合衆国政府は、同潜水艦が放射能汚染をもたらす危険があるとは認められないことを確認するため、その近傍において日本政府がその希望する測定を行うことに同意していること。
 - (5) 日本政府の当局は、寄港中の原子力潜水艦の原子炉に係る事故が発生した場合には、直ちに通報されること。
 - (6) 合衆国海軍は、通常、日本政府の当局に対し、少なくとも24時間前にその原子力潜水艦の到着予定時刻および停泊又は投錨の予定位置につき通報すること。
さらに両国政府間における交渉の経緯を通じて、合衆国政府は、安全性の問題に関し、次のような諸点を明らかにした。
 - (1) 合衆国の原子力潜水艦がわが国の港へ寄港する場合には、それが合衆国の港に寄港する場合に適用される安全基準と同一の安全基準が適用されること。この点に関し、原子力潜水艦が寄港するわが国の周辺における安全性の考慮にとって適切であると信ずるあらゆる情報を、日本政府が提供するものと合衆国政府は了解していること。
 - (2) 原子力潜水艦は、合衆国公衆衛生局および原子力委員会の両者により審査された同国海軍の放射線管理の手続および基準に従い、その放射性排出物を安全な濃度水準および分量に制限するよう要求されていること。
 - (3) 1959年1月に艦船局原子力推進部が作成した合衆国原子力軍艦の放射性廃棄物処理に関する報告に記載されている同国海軍の指令は、改訂されて、同報告に述べられてある合衆国標準局便覧第52号ではなくて、国際放射線防護委員会および合衆国標準局便覧第69号による新たな一層厳格な勧告を反映したものとなっていること。
 - (4) 原子力潜水艦の液体排出物は、わが国の法律および基準並びに国際基準に完全に適合するものであること。
 - (5) 使用済み汚染除去剤は、港内又は陸地近辺では決して放出されることはなく、また既知の漁区の近傍では如何なる所においても放出されることはないこと。
 - (6) 原子力潜水艦の燃料交換および動力装置の修理は、わが国またはその領海内においては行われないこと。
 - (7) 放射能にさらされた物質は、通常わが国の港にある間は、原子力潜水艦から搬出されることはなく、例外的な事情の下で、放射能にさらされた物質が搬出される場合においても、それは危険を生ずることのない方法で、かつ、合衆国の港においてとられる手続に従い行われること。
 - (8) 原子力潜水艦は、通常は港へ直接進入し、または港から直接出港する場合に限りわが国の領海を通過し、その際は、通常の航路および航行補助施設を利用すること。また港への出入りは、通常日中行うこと。
2. 以上を総合的に検討した結果、当委員会としては前記1に掲げた諸点の内容がそのとおりに確保されるならば、合衆国原子力潜水艦の寄港は、わが国民特に寄港地周辺の住民の安全上支障はないものと判断する。

3. なお、政府が同国原子力潜水艦の寄港を認める場合には、環境の安全を確保するため、政府において次の措置をとるべきである。
 - (1) あらかじめ寄港地についてバックグラウンドの測定等必要な環境調査を行うこと。
 - (2) 停泊水域および原子力潜水艦が停泊中はその近傍における放射能のモニタリングを行うこと。
 - (3) 必要に応じわが国近海の放射能を調査すること。
4. 万一寄港する原子力潜水艦に関連して原子力損害が発生した場合に、その損害に基づく請求であつて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力および安全保障条約第6条に基づく協定の適用を受けないものは、外交上の経路を通じて処理されることとなっているが、この場合、被害者に対しては、国内の原子炉の運転等による原子力損害が発生した場合に「原子力損害の賠償に関する法律」によって行われる補償と均衡を失しないように国がその責任において適切な措置を講ずるべきである。

(3) (発 表 文)

合衆国原子力潜水艦の寄港問題について

昭和39年8月28日

原子力委員会

当委員会は、昨年2月20日合衆国原子力潜水艦の寄港問題について見解を発表し、以来最近に至るまで安全性の問題について検討を続けてきた。

この検討を行うに当たって当委員会は、原子力潜水艦が国際法上軍艦としての特異な地位を有するものであることから、国内で建造する原子力船の場合のような安全審査を行うことはもちろん、外国原子力商船に対すると同様な措置をとることも不可能であることを前提としてきた。これが国際慣行上やむを得ないものであることは、先に発表した当委員会の見解の中に既に述べたとおりである。

従って当委員会としては、両国政府間における交渉を通じて、わが国民、特に寄港地周辺の住民の安全を確保するために必要な保証を明確にし、その措置に遺憾なきを期するための努力を続けてきた。

このような立場から、当委員会は、合衆国原子力潜水艦の寄港に関する安全性の問題および万一の場合における補償の問題について、従来両国政府間における交渉の過程において政府と緊密な連絡をとってきたが、今回、政府が合衆国政府から口上書および声明を受け取ったので、これらの文書につき慎重に検討して当委員会の総合的見解を政府に対し申し述べた。

その内容は、左記のとおりである。(以下 前記(2)の決定文のとおり)

(4) (発 表 文)

原子力軍艦の寄港に関する見解について

昭和43年10月22日

原子力委員会

今回、米国原子力軍艦の寄港に関し、政府が米国政府と合意した内容は、先般申し述べた原子力委員会の見解にほぼ近いものとして了承する。

6. 原子力水上軍艦関係（原子力委員会の見解）

(1) 原子力水上軍艦寄港申し入れに関する原子力委員長談話

昭和42年9月7日

合衆国の原子力水上軍艦の寄港の申し入れは、日米安全保障条約に基づくものであるが、原子力委員会としては、原子力潜水艦の寄港の場合と同様に、国民の安全を確保するという見地から、原子力水上軍艦の軍艦としての国際法上の地位を勘案しつつ、安全性について保証を取り付ける必要があると考えるので、放射能調査等の対策をも含め、これらの点について検討を進める所存である。

(2) (発 表 文)

アメリカ合衆国原子力水上軍艦の寄港問題について

昭和42年11月1日

原子力委員会

本年9月7日合衆国政府から政府に対し、合衆国原子力水上軍艦の本邦寄港の申し入れがあったので当委員会は、安全性の問題および万一の場合における補償の問題について検討を行ってきた。

原子力軍艦は、国際法上軍艦としての特殊な地位を有するものであり、原子力商船に対するのと同様な安全審査その他の措置をとることは不可能であるので、当委員会としては、合衆国原子力水上軍艦の寄港についても、合衆国原子力潜水艦の場合と同様に、両国政府間の交渉を通じて、わが国民、特に寄港地周辺の住民の安全を確保するために必要な保証が明確にされるよう努力を続けてきた。

今回、政府が合衆国政府から口上書およびエード・メモワールを受け取ったので、当委員会は、これらの文書につき慎重に検討して本件に関する当委員会の見解を申し述べた。

その内容は次の通りである。(以下 次の(3)決定文の通り)

(3) (決 定 文)

アメリカ合衆国原子力水上軍艦の寄港問題について

昭和42年11月1日

原子力委員会

本年9月7日合衆国政府から政府に対し、合衆国原子力水上軍艦の本邦寄港の申し入れがあったので当委員会は、安全性の問題および万一の場合における補償の問題について検討を行ってきた。今回政府が合衆国政府から口上書およびエード・メモワールを受け取ったので、これらの文書につき慎重に検討して、合衆国原子力水上軍艦の寄港に関する安全性の問題および万一の場合における補償の問題について、左記（下記）のとおり政府に対し当委員会の見解を申し述べることにする。

記

1. 合衆国政府は、口上書およびエード・メモワールにおいて

- (1) 外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する1964年8月24日付けの合衆国政府の声明が、日本国の港および領海における運航中の、通常の原子力潜水艦のみならず原子力水上軍艦にも適用されるものであることを指摘し、

- (2) 通常の原子力潜水艦の寄港に関する1964年8月17日付けのエード・メモワールにいう原子炉の安全性及び運航に関する諸点ならびに責任および補償に関する諸点（放射性廃棄物処理に関する事項を含む。）は、合衆国の原子力水上軍艦にも等しく適用される旨言明し、
 - (3) 合衆国原子力軍艦の日本国の港への寄港について、これらの軍艦が合衆国の港に寄港する場合に適用される安全基準と同一の安全基準が適用されることに関連し、最大想定事故を仮定した場合の安全解析によれば、原子力軍艦がその碇泊地点の周辺の住民に対し、不当な放射線その他の原子核による危険をもたらすものではない旨言明し、
 - (4) また、原子力水上軍艦のための港湾交通上の考慮は、同種形状の通常の推進力の軍艦のための考慮と同様であることを言明した。
2. 当委員会としては、1964年8月24日付けの合衆国政府の声明および1964年8月17日付けのエード・メモワールならびに1967年10月20日付けのエード・メモワールを総合的に検討した結果、前記1の内容がその通り確保されるならば、合衆国原子力水上軍艦の寄港は、わが国民、特に寄港地周辺の住民の安全上支障はないものと判断する。
 3. なお、政府が合衆国原子力水上軍艦の寄港を認める場合には、環境の放射能調査および万一原子力損害が発生した場合における補償措置に関して、当委員会が合衆国原子力潜水艦の寄港について示した見解（昭和39年8月26日付け）において指摘した措置と同様の措置を講ずるべきである。

7. 共同プレス・ステートメント（平成13年4月24日）

「合衆国原子力潜水艦の日本の港への寄港に関する措置」

日本国政府及び合衆国政府は、日本国民の懸念を認識し、合衆国原子力潜水艦の日本の港への寄港に関する適切な通報の重要性につき一致した。合衆国政府は、合衆国海軍の原子力推進プログラムの歴史を通じ、放射能漏れが生じた事例はかつて一度もなかったことを留意した。日本国政府は、合衆国原子力潜水艦の周辺の水域のこれまでのモニタリングにおいては、合衆国原子力潜水艦を原因とする放射能漏れは確認されたことはないことを留意した。

平成13年4月5日の合同委員会及びそれに続くワーキング・レベルの会合において、日米両政府は合衆国の原子力潜水艦の通報に関して議論した。合衆国海軍は、通常、外務省に対し、少なくとも24時間前に、原子力潜水艦の到着予定時刻及び停泊又は投錨の予定位置につき通報することを再確認した。

日米両政府は、以下の既に導入された措置が、長年にわたって両政府において概して良好に運用されてきた合衆国原子力潜水艦の通報手続の円滑な実施を強化することを期待する。合衆国海軍は、通報が適時且つ正確に行われることを確保するため新たな措置をとった。これらの措置は、潜水艦の動きに関する運用上のメッセージ及び外務省に提供される情報の正確性を確認するための管理上の措置に関連している。外務省は、通報の受領を促進するために追加的通信手段を取得する。

旧軍港市転換法

昭和25年6月28日法律第220号

平成11年12月22日法律第160号 最終改正

(目的)

第1条 この法律は、旧軍港市（横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市をいう。以下同じ。）を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的とする。

(計画及び事業)

第2条 前条の目的を達成するため旧軍港市を平和産業港湾都市にふさわしいように建設する計画（以下「旧軍港市転換計画」という。）及びこれを実施する事業（以下「旧軍港市転換事業」という。）については、都市計画法（昭和43年法律第100号）の適用があるものとする。（昭43法101・一部改正）

(事業援助)

第3条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、旧軍港市転換事業が第1条の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限り援助を与えなければならない。

(特別の措置)

第4条 国は、旧軍港市転換事業の用に供するため、旧軍港市の都市計画の区域内において有する旧軍用の土地、施設その他の財産（以下「旧軍用財産」という。）を、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭和23年法律第74号）の例により、処理することができる。この場合において同法第2条第1項および第3条第1項の規定は、それぞれ第1号及び第2号のように変更するものとする。

(1) 旧軍用財産は、公共団体において医療施設、社会事業施設若しくは引揚者の寮の用に供するとき又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の用に供するときは、当該公共団体又は学校の設置者に対して、時価の5割以内において減額した対価で譲渡することができる。

(2) 旧軍用財産を譲渡した場合において、当該財産の譲渡を受けた者が、売払代金又は交換差金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、利息を附し、10年以内の延納の特約をすることができる。

2 前項に定める外、国は、旧軍用財産を旧軍港市転換計画の実施に寄与するように有効適切に処理しなければならない。（昭43法101・一部改正）

第5条 国は、旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第28条に規定する制限にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与しなければならない。

(審議会)

第6条 前2条に規定する旧軍用財産の処理及び普通財産の譲与に関し、その相手方、財産の範囲、譲渡価格、延納期限その他の重要事項について、その管轄区域内に旧軍港市が所在する財務局(以下この項において「旧軍港市関係財務局」という。)の財務局長の諮問に応じてこれを調査審議するため、旧軍港市関係財務局の審議会として政令で定める財務局に旧軍港市国有財産処理審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15名でこれを組織する。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係府県知事 4人
- (2) 旧軍港市の市長 4人
- (3) 財務省、経済産業省及び国土交通省の職員 各1人
- (4) 学識経験のある者 4人

4 前項第4号に掲げる委員は、財務大臣が任命する。

5 前項の委員の任期は、3年とする。但し、再任することをさまたげない。

6 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

7 委員は、非常勤とする。

8 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

9 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

10 この条に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(昭27法284・昭53法55・昭58法78・平11法102・一部改正)

(報告)

第7条 旧軍港市転換事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、6箇月ごとにその進行状況を国土交通大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年1回国会に対し、旧軍港市転換事業の状況を報告しなければならない。

(平11法160・一部改正)

(市長及び住民の責務)

第8条 旧軍港市の市長は、その市の住民の協力及び関係諸機関の援助により、平和産業港湾都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

2 旧軍港市の住民は、前項の市長の活動に協力しなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(以下省略)

地球環境保全・平和都市宣言

私たち、佐世保市民は、平和で安全な市民生活と美しい郷土を守り、人類の繁栄と世界の恒久平和が実現されることを希求する。

然るに、科学技術の発達は、人類に豊かさと利便さを与えた反面、これを背景とした軍備と経済活動の拡大は、生態系破壊の危険と飢餓・貧困の社会問題をもたらしている。

とくに、人間を含む地球上の全ての生物の平和と生命を守るために、今日ほど、全人類がその叡知を働かせ、地球の環境保全、核戦争の防止、省資源、省エネルギーに努力することが求められたことはない。

私たち、佐世保市民は、このような認識にたち、全市民が一致し、その解決に努力しているが、今日の世界では自然環境の破壊が人類生存への大きな脅威となっており、又核兵器は依然として存在していることに鑑み、国に対しては国是たる「非核三原則」の厳守を、核兵器保有国に対しては軍縮の推進と核兵器の究極的な廃絶を求め、全世界に対しては美しい地球で平和な日々が送られるよう、相携えて努力することを決意するものである。

ここに、佐世保市は「地球環境保全・平和都市」を宣言する。

平成元年12月21日

佐世保市長

米海軍佐世保基地防犯連絡会議規約

(趣 旨)

第1条 米海軍佐世保基地周辺住民と米合衆国軍隊の構成員、軍属及びその家族（以下「米軍人等」という。）との良好な関係の形成と基地に係わる犯罪等の防止のため、国、長崎県、西海市、長崎県警察、佐世保市及び米軍による協議機関として、連絡会議を設置する。

(名 称)

第2条 この連絡会議の名称を、「米海軍佐世保基地防犯連絡会議（以下「連絡会議」という。）とする。

(協議事項)

第3条 連絡会議の協議事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 米海軍佐世保基地周辺の地域社会における日米の良好な関係の形成に関する事
- (2) 米軍人等が関係する犯罪等の防止に関する事
- (3) その他前2号に準ずる事項

(構 成)

第4条 連絡会議の構成は、別表の機関をもってあてる。

2 連絡会議の構成員は、各機関の実務担当者をもってあてる。

(議事・運営)

第5条 連絡会議は必要に応じて開催するものとし、少なくとも年1回開催する。

2 連絡会議は佐世保市が招集し、議事の運営を行う。

第6条 連絡会議の内容は非公開とする。ただし、各機関が公開を了承した部分については公開できるものとする。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局を佐世保市基地政策局に置く。

(補 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、連絡会議でこれを定める。

附 則 本規約は、平成17年 9月28日から施行する。

附 則 本規約は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則 本規約は、平成19年 9月 1日から施行する。

附 則 本規約は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則 本規約は、平成22年11月12日から施行する。

附 則 本規約は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則 本規約は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別表

〔米海軍佐世保基地防犯連絡会議の構成〕

〔日本側〕 九州防衛局佐世保防衛事務所
長崎県危機管理部、長崎県県北振興局、西海市
長崎県警察本部、佐世保警察署、早岐警察署、相浦警察署、西海警察署
佐世保市基地政策局

〔米 側〕 米海軍佐世保基地

白 紙